

設置の趣旨等を記載した書類

ア 設置の趣旨及び必要性

(1) 大学の沿革

本学を設置する学校法人は明治 24(1891)年に「体育会」として発足、翌年に「日本体育会」に改め、さらに平成 24(2012)年に「日本体育大学」と改称して現在にいたる。この間、体育教員養成機関を設置して有為な人材を輩出してきた。この機関は明治 26(1893)年に「体操練習所」としてスタートし、明治 33(1900)年から「体操学校」と称する各種学校となり、昭和 16(1941)年に「日本体育専門学校」へ、さらに昭和 24(1949)年に「体育学部」を設置する「日本体育大学」として新制大学へと昇格した。平成 25(2013)年には、体育学部の卒業生が他大学の通信教育課程を経て小学校教員として赴任しているケースが少なくないことなどから自前での養成を目指して「児童スポーツ教育学部」を増設、さらに平成 26(2014)年には医療分野に貢献すべく「保健医療学部」を増設した。

一方、昭和 50(1975)年 4 月に大学院体育学研究科体育学専攻の修士課程を設置、平成 10(1998)年 4 月には博士課程を開設した。これを機に研究科の名称を体育科学研究科に、専攻を体育科学専攻に改め、体育科学分野における教育と研究の拠点を形成してきた。さらに児童スポーツ教育学部の学部卒業生の高度教職実践者などの育成及び研究の継続性を確保するために、平成 29(2017)年 4 月に「教育学研究科(実践教科教育学専攻)」博士前期課程及び博士後期課程を開設した。各々の研究科が連携を進めることで、さらに多くの研究成果が得られるものと考えている。

(2) 研究科の設置及び必要性

創立以来126年の歴史をもつ日本体育大学は、これまでに体育に関する学術理論と実践を教授・研究するだけでなく、創造性に富み、国際的視野をもった教養人を育成し、スポーツ文化の向上、体育の発展に貢献してきた。結果、世界最高レベルのアスリートを育成し、これまでに卒業生・在校生がオリンピック競技で100個以上のメダルを獲得し、日本国民に大きな勇気と深い感動を供与してきた。また、中・高等学校、大学、社会人の各種競技の監督、コーチを多数輩出し、国内外のアスリート界の指導的役割を果たしてきた。さらに、高い専門的知識と豊かな人間性を有する体育教諭を全国に多数輩出し、わが国の体育に関する学校教育をリードしてきた。これはひとえに強靱な体力と強固で健全な精神力の維持・増強を育むことをスローガンとした「體育富強之基」の建学の精神に裏打ちされているといえる。

本学は一貫してスポーツを通してすべての人々の願いである「心身の健康」を育み、かつ世界レベルの優秀な競技者・指導者を育成することを追求し続けている。トップアスリートの活躍は国民に夢と希望を与えるが、そのトレーニングの過程は試行錯誤の連続で、時には運動パフォーマンスの向上と障害の境界線を見失うことがある。安全にそして効率よく限界を高めることは容易ではなく、過去には生命に係わる悲しい事故や障害による選手生命の断絶を経験した。このような悲劇を二度と起こさないために、様々な取り組みを実施しているところであるが、平成26(2014)年4月に「保健医療学部」を開設し、保健医療の立場からも生命と健康に係わる取り組みを開始した。平成30(2018)年3月

に完成年度を迎えることから、当該学部卒業生の高度実践者や教育者の育成及び研究の継続性を確保することが命題となった。

保健医療学部の教育理念は「深く保健、医療、福祉に関する専門的な学問の教授・研究、及び職業と社会生活に必要な教育を施し、高い倫理観に基づく人間形成を重んじ、国民の保健衛生に寄与する」ことである。この理念と本学のこれまでの実績を踏まえ、保健・医療・福祉を包括する専門学部を創設し、高度な専門知識・技術と、豊かな人間性、高い倫理観を備えた質の高い医療人を育成することは高齢社会のニーズに合致している。以上のことから、保健医療学部を基礎とする「保健医療学研究科修士課程」を設置する。

(3) 社会的背景

わが国では急速な高齢者人口の増加と少子化により、本格的な少子高齢社会を迎える。近年では予防重視型支援が推進され、健康寿命の延伸に向け様々な取り組みがなされている。スポーツを通じて、子供から高齢者に至るまで人々の心身の健康の維持と増進によりQOL(quality of life;生活の質)の向上を図ることは本学に課せられた使命であり、アスリートやスポーツ愛好家のサポート、高齢社会を見据えた生活習慣病の予防や運動器の抗老化(アンチエイジング)による健康寿命の延長が求められている。

一方で、スポーツにおける医療体制の必要性が高まっている。スポーツ中に起こる突然死として、元サッカー日本代表で松本山雅FCに所属していた松田直樹選手は、グラウンドで練習中倒れ2日後に心筋梗塞で亡くなった。同様の報告がサッカーやフットサル、空手など様々なスポーツで報告されている。学校においても同様の報告があり、日本スポーツ振興センター「学校の管理下の災害(平成28年版)」によると、死亡事例の約25%、障害事例の約60%が体育または部活動などのスポーツに起因するものとされている。今後、2020年東京オリンピックや「一億総活躍社会」を目指すスポーツの役割として、スポーツ実施率(週1以上が40.4%)が増加していくことが示唆されている。

スポーツは、健康の維持増進や活力ある健全な社会の形成のために必要であり、より安心安全な環境にするために、埼玉県さいたま市教育委員会の突然死を減らす取り組みである「ASUKAモデル」にあるように、スポーツにおける医療体制とこれを担う優れた人材の養成が必要である。

このような社会的背景に対し、健康運動からオリンピックレベルの競技スポーツと密接に関わってきた日本体育大学は、保健医療学部で養成する柔道整復師と救急救命士を核とし、**スポーツ現場の救急事故に対応できる能力**を基盤とし、さらに柔道整復師と救急救命士の業務範囲において、それぞれの特性を活かして明るく豊かで活力ある生活の実現に貢献する。**(資料1)**

保健医療学研究科は保健医療学部を基礎として設置を構想しており、保健医療学部は「整復医療学科」と「救急医療学科」からなる。まず、整復医療学科の背景である柔道整復の領域について述べる。

柔道整復の施術所(接骨院・整骨院)は年間延べ約5,100万人の人々が利用しており、広く国民に浸透しているが、免許取得後の数年の研修期間を経て開業できることは、卒業後に臨床研修が義務付けられ、開業までに相当の年数を要する医師や歯科医師の仕組みとはかけ離れている。就業柔道整復師数は平成26(2014)年現在63,873名となり、この10年間で約28,796名の増加、直近2年間において5,300名増加となっている(厚生労働省;平成26年衛生行政報告例(就業医療関係者)の概況)。その背景には養成施設の増加が挙

げられるが、養成施設の増加は入学試験倍率の低下や定員割れを起し、全員が入学できる状況にある。

このような状況下で入学生の質の低下や学習意欲の低下が問題視されていると同時に柔道整復師国家試験の合格率も低下傾向にある。養成施設での教育は、実質的に国家試験合格を主たる目的として進められているという現状があり、そのため養成施設での教育内容がさらに国家試験受験対策に特化される内容となっている。また、柔道整復師免許取得後の研修として(公財)柔道整復師研修試験財団による卒後研修制度は存在するが法的に義務化されたものではなく、研修施設の基準はあるものの、研修施設によって研修の内容が異なり、画一的な研修プログラムは確立されていない。

これらのことのみ起因することではないが、柔道整復師が接骨院や整骨院における、肩こりや腰痛、筋疲労等に対し施術をした場合の療養費の不正請求が問題となっている。さらに、厚生労働省医療保険部会柔道整復療養費検討専門委員会の「柔道整復療養費に関する議論の整理」(平成28(2016)年9月)において、同一患者において負傷と治癒が繰り返される、いわゆる「部位転がし」という新たな不正請求の手口が指摘されている。これらのように療養費請求の仕組みを悪用する事例の増加は社会的問題となっており、柔道整復師の質を保証する養成校での教育や卒後教育だけでは倫理観やプロフェSSIONナリズムは涵養されていないことを示している。

医療の提供者という観点からは、接骨院・整骨院を受診する際の判断基準は、現状においては個人の臨床的技量が期待されており、例えば、「捻挫であればどの接骨院・整骨院においても治療法や治癒期間はほぼ同一である」という一定レベルの医療を受けられるという期待は小さいと言える。それ故、柔道整復師は国民の健康維持と増進の一翼を担っているという自覚と高い倫理観を備え、接骨院・整骨院を利用する人々が安全で適切な医療を安心して受けられるという**柔道整復師の質の保証(一定レベル以上の医療の提供能力)**が不可欠である。

柔道整復の施術所(接骨院・整骨院)は平成27(2015)年現在45,572施設あり、この10年間で17,801施設増加、直近2年間において3,141施設増加している。柔道整復師が柔道整復の業務を行なう施術所は地域に根ざした**種々の運動器疾患の治療拠点**となっている。柔道整復師は施術所に加え、地域のスポーツクラブあるいは学校のクラブ活動などのスポーツトレーナーとして活躍している。また、広く国民の健康の維持増進とスポーツにおける競技力向上に寄与しており、さらにトップアスリートのサポートを行っている者も多く、障害の治療・復帰、コンディショニング、トレーニングなどに深く関わっている。トップアスリートの活躍は多くの感動を生み、次世代を担う若者たちが夢や希望を見出し、活力溢れる社会の創生にもつながり、アスリートのみならずスポーツ活動や健康運動に関わるすべての人が、安心して目的を達成するために、臨床現場において科学的根拠に基づく治療法を実践できる人材の養成が急務である。

わが国における保健、医療、福祉を巡る環境は社会構造の変化に伴い著しく変化してきている。少子高齢化の進行、医療技術の進歩による医療の高度化、予防医療へのニーズも高まっている。このような現代社会のニーズに確実に対応し、少子高齢社会を活力あるものにするためには、ケガの治療やリハビリテーションのみならず、予防医学や抗老化(アンチエイジング)の見地から、健康の維持増進、すなわち健康寿命の延長に関心や期待がこれまでになく高まっている。

このような社会的背景に対応するために、保健医療を核として運動に関する多様な分

野を横断的に探求し、子供から高齢者に至る幅広い層の人々の心身の健康の改善を含めたQOL(quality of life;生活の質)の向上を図るとともに、明るく豊かで活力ある生活の実現に貢献できる感性豊かで、科学的根拠に基づく高度の臨床的技量(柔道整復術)を有する**臨床現場の指導者(高度実践柔道整復師)**が強く求められている。柔道整復の現状を改善するための様々な取り組みがなされており、カリキュラムの改訂や教科書の改訂などがなされているが、抜本的な改革・改善は見られず、他の医療資格、特に看護師や理学療法士にみられるような高等教育化の流れはなく、養成施設は未だ専門学校が主体である。仮にこれらが改善されたとしても、すでに資格を取得して臨床の現場にいる柔道整復師にその効果は及ばない。「**高度実践柔道整復師**」は、柔道整復を取り巻く現状を改善する人材として、「**研究者としての資質**」、「**臨床家としてのプロフェッショナルリズム**」、「**高度の医学知識と科学的根拠に基づく臨床的技量(柔道整復術)**」、「**臨床現場での指導力**」を備えた者であり、柔道整復の現状を大きく改善することがその使命である。**(資料2)**

次に、救急医療学科の背景である救急・災害医療の領域について述べる。

指導的立場の救急救命士(指導救命士)が求められている。救急救命士は平成27(2015)年度末現在51,385人登録されている。このうち、約65%が消防機関に所属し救急隊としてだけでなく、レスキュー隊や消防隊または予防の業務を行っている。一方で、約35%は消防機関に属していないことが報告されている。海上保安庁や警察、自衛隊などの公的機関だけでなく、医療機関で病院間搬送やドクターカーなどの業務を運用し、また非常備消防地域の市町村で救急システムを構築し運用するなど、救急需要への対策として消防機関以外の救急救命士の活躍が期待されている。救急現場という病院内と異なった環境で活動を行うには、夫々の現場で豊富な経験が求められ、質を向上させる教育システムが必要となる。消防機関では平成26(2014)年から指導救命士の認定制度が開始されている。各組織で救急救命士が救急救命士や救急初期対応者(以下、ファーストレスポンドー)を教育するシステムが必要であり、その中心的な役割を担う指導救命士が求められている。

救急要請件数は年々増加を続けている。平成27(2015)年度版消防白書によると、平成26(2014)年中における救急自動車による全国の救急出動件数は、598万4,921件で過去最高を記録した。1日平均とすると1万6,397件で、5.3秒に1回の割合で救急隊が出動したことになる。また、救急自動車による搬送人員も一貫して増加傾向を続け、540万5,917件となっており、国民の24人に1人が救急隊によって搬送されたことになる。その結果、現場到着所要時間が年々延長し、平均は8.6分と10年前と比べ2.2分増加している。このような救急需要の増加への対策が求められている。また、適切な医療機関への傷病者の受け入れ体制もさまざまな理由で十分とは言えず、病院前救護/医療の需要と供給のミスマッチは完全には解決されていない。救急隊に引き継ぐ前に最初に対応するファーストレスポンドーと救急救命士の連携を含めた**救急システムの構築**が求められている。

救急医療への社会的関心は、以前より高くなっている。報道やSNS(Social Networking Service)で、高齢者の交通事故の増加、傷病者への不適切な対応につながる病院前救護体制で生じた諸問題点が注目されている。特に学校や職場、スポーツにおける事故(突然の心肺停止・頭部外傷・熱中症、アナフィラキシーなど)では、環境や運営体制上の問題点が指摘され、適切な状況で実施されたのか、また常に十分な初期対応が実施されていたのかが、問われるようになってきている。突然死を来した場合では、より早期にAEDが実施されたのか、またアドレナリン自

己注射薬が適切に使用されたかが、医療従事者だけでなく、一般にも議論されるようになった。一方、平成26(2014)年から重症の意識障害の傷病者に、救急救命士は血糖測定・ブドウ糖投与を、さらにショック傷病者には、輸液を実施する処置拡大が認められた。以前より詳細な観察と高度な処置を行うために**高い救急医学的知識や現場経験**が求められる。そして、変化する社会に対応し、生涯を通じて学び続ける**プロフェッショナル・オートノミー（職業的自律性）を確立**する必要がある。

世界規模で自然災害の件数が増加している。大規模地震や津波の被害が発生し、日本も例外ではなく、東日本大震災や熊本地震だけでなく、毎年のように台風による水害が全国各地で起こっている。内閣府の報告によると、毎年、世界では、約1億6千万人が被災し、約10万人の命が奪われ、1970年代に比べて、発生件数、被災者数ともに約3倍に増加している。アジアでは、平成16（2004）年末のインド洋津波災害や約9万人の犠牲者を出した平成20（2008）年の中国四川大地震があり、日本では平成6（1994）年阪神淡路大震災や、平成16（2004）年新潟県中越地震、平成19（2007）年新潟県中越沖地震、そして平成23（2011）年東日本大震災、平成28（2016）年熊本地震などで多くの方が被害に遭われている。また、テロに対する被害も拡大している。平成13(2001)年の米同時多発攻撃以降の過去10年間で、4倍以上のテロが発生し、日本人が被害に巻き込まれる事案も起こっている。自然災害やテロ事案などに対応するには、**平時から防災・減災対策を行い、発災後に救急医療から災害医療への切り替えることが必要**である。また、USAR(urban search and rescue:都市型捜索救助)で行われる「瓦礫の下の医療(Confined Space medicine)」や、テロ対策における「特殊災害医療」は、医療だけでなく救助と連携する必要があり、幅広い領域に関連した知識と技術が求められる。さらに、災害医療を実践するためにはロジスティクス(後方支援)が必要であり、災害時の情報管理や物資・移動手段の確保など災害医療体制構築で大きな役割を担う。これらの**災害医療やロジスティクス業務を含めた災害医療体制構築において指導できる人材の育成**が求められている。

このような「救急・災害医療システム」という分野における需要の増加に対して、より高度な臨床能力をもち、教育・研究分野で指導的な立場となる救急救命士が求められている。今現在の救急医療の社会ニーズに対応し、より科学的な根拠に基づいた救急医療体制の整備と、それらの充実した教育を実施するための知識や技術を持つ指導救命士の数は十分とは言えない。そこで救急・災害医療分野で、**科学的根拠に基づき実践し、臨床・教育現場で指導的立場の救急救命士を育成**する必要がある。**(資料2)**

(4) 本研究科の構想

日本体育大学は「真に豊かな国家・社会を実現するためには、体育・スポーツの普及・発展を積極的に推進し、健全な心身を兼ね備えた全人格的な人間を数多く育成することが肝要である」とする本学の建学の精神「**體育富強之基**」に基づき、健康運動からオリンピックレベルの競技スポーツまで、体育指導者養成や競技力向上、スポーツ文化や国際交流等、様々な体育・スポーツ領域に密接に関わってきた。そして、その更なる発展のためには**スポーツ現場の救急事故に対応できる能力等**が不可欠であり、平成26(2014)年4月に保健医療学部を設置した。そこで、完成年度を迎えるにあたり、**スポーツ救急に関する指導的立場の人材の養成**を命題とした、保健医療学研究科保健医療学専攻の設置を構想した。

保健医療学研究科保健医療学専攻には、高度実践柔道整復師コース・救急災害医療学コースを設け、各コースが掲げる教育研究上の目的が共通していることは、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーが両コースとも共通していることや、ポリシーの内容が示すとおりである。

以上の理由から、本学が養成する医療系人材として備えておくべき**スポーツ救急に関する指導者としての資質**等を涵養するため、保健医療学研究科保健医療学専攻を設置し、保健医療学部整復医療学科及び救急医療学科に対応した保健医療学の修士課程1専攻2コースを構想した。

「**高度実践柔道整復師コース**」では、医療従事者としての高い倫理観、研究者としての資質を持ち、高度の医学知識と科学的根拠に基づく柔道整復術を実践できる**臨床現場の指導者**を養成する。柔道整復師は国民の健康維持と増進の一翼を担っているという自覚と品格を持ち、適切な医学知識とその臨床応用能力、臨床的技量（柔道整復術）を身に付けなければならない。柔道整復術は、日本固有の伝統医療であり世界保健機関（WHO）にも伝統医学として紹介され、柔道整復術の科学的かつ客観的な解明が求められている。これらのことから、高度実践柔道整復師コースの責務は、柔道整復術をEBM

（evidence-based medicine；科学的根拠に基づく医学）に発展させ、柔道整復師の質の保証（一定レベル以上の医療の提供能力）を担保し、柔道整復術によるアスリートやスポーツ愛好家のサポート、高齢社会を見据えた生活習慣病の予防や運動器の抗老化（アンチエイジング）による健康寿命の延長など、幅広く国民の健康の維持増進に貢献して社会の要請に応えることである。

既存の柔道整復を基盤とした大学院は、主として柔道整復学の構築や高度の専門性と研究者としての素養を持つ柔道整復師の養成が掲げられている。これらは当然達成すべき事柄であり、同様の使命を本大学院も担うものである。しかしながら、これまでに述べたように、人々が安心して接骨院・整骨院を利用するためには、すでに臨床現場で活躍する柔道整復師に対する再学修や日々の医学の進歩に伴う学修の機会、さらに科学的根拠に基づいて医療を実践する能力の向上が不可欠である。すなわち、**柔道整復師の質の保証（一定レベル以上の医療の提供能力）と資質の向上**が不可欠である。**柔道整復師の指導的立場になる者として、高い倫理観に基づき、治療法の選択、治療計画や治療成績などを現代医学的見地から客観的に評価する手法や科学的根拠に基づく高度の臨床技量（柔道整復術）を提供できる能力を養成することが必要である。**従って、教育者・研究者としての学修はもちろん、臨床現場の指導者になる者として臨床現場での演習は不可欠であり、実践の場として附属臨床実習施設である日本体育大学スポーツキューアセンター横浜・健志台接骨院を活用する。以上のことから、高度実践柔道整復師コースでは、柔道整復師の資格を有する者を対象とし、①医療従事者「**高度の臨床技量（柔道整復術）を有する臨床現場の指導者**」、②柔道整復の教育者・研究者「**柔道整復師養成施設（大学）等の教員**」を養成するコースを構想した。**〔資料3〕**

「**救急災害医療コース**」は、臨床・教育・研究を通じて科学的根拠に基づき指導ができる人材を育成する。

臨床は、学部学科の実習先である1次2次救急病院や救命救急センター、消防機関などで演習し臨床経験を積む。また、災害発生時には、市区町村や災害医療派遣チーム（DMAT：Disaster Medical Assistance Team）や、医師会と連携し、災害医療の実践やロジスティクス（後方支援）業務を行う。

教育は、特論で得た最新の知識を学部学科のシミュレーション実習などでティーチングアシスタントをすることで救急救命士教育を学ぶ。また、救命蘇生法の講習会やマラソン大会などのイベント救護でスポーツ関係者、地域住民に救急・災害医療の講習会を行い実践または補助をする。

研究は、最新の知識と臨床や教育経験から生じた問題点から、解決策を検討し実証するプロセスを修得する。ファーストレスポnderと救急救命士の連携などの救急システム、救急救命士による救急救命処置、災害医療体制など特論や演習を通して得た知識や経験から課題や問題が生じ、それに対する解決策を科学的根拠に基づき証明する能力が求められる。臨床現場や教育現場で指導的立場になるには、この能力が非常に重要である。以上のことから、救急災害医療コースは、臨床・研究・教育と通じて**科学的根拠に基づき臨床・教育現場で指導ができる人材**を育成するコースを構想した。**(資料3)**

(5) 研究科で育成する能力(ディプロマ・ポリシー)

本研究科では、本学の教育理念に基づき、総合的な医療人としての高い倫理観と高度な専門知識・技能・問題解決能力を有し、スポーツ救急に関する指導者や教育研究者となる人材の育成を目的としている。以下の要件を満たす者に学位を授与する。

1. 最新の医学や社会情勢を常に学ぶ姿勢を有し、研究課題に取り組むことができる。
2. 柔道整復学や救急・災害医療学における専門知識・技能・問題解決能力を有し、科学的根拠に基づく医療を実践できる。
3. 臨床現場における技術指導や研究手法を指導できる。

(6) 既設学部・大学院との関係

保健医療学研究科は「整復医療学科」と「救急医療学科」を基礎とし、「整復医療学科」に対応する「高度実践柔道整復師コース」と「救急医療学科」に対応する「救急災害医療学コース」の2コースからなり、学部での学修をさらに深め発展させる。

高度実践柔道整復師コースは、「専門知識・技能の獲得」、「実践的技能の獲得」、「国際性の育成」を掲げて柔道整復師を養成する保健医療学部整復医療学科を基礎とする。

保健医療学部整復医療学科の教育課程は「基礎分野」、「専門基礎分野」、「専門分野」からなる。「基礎分野」では教養科目を中心に構成し医療人としての教養や医療倫理を配し、調和のとれた人間力を高め、「専門基礎分野」では基礎医学や現代西洋医学系の科目を配し、人体の基本構造・機能及び生命の尊厳について基本的な知識を修得し、「専門分野」では柔道整復師に求められる基本的な知識・技術を系統的に学修する。

この教育課程は、現代医学に立脚した柔道整復術により国民の健康の維持増進に貢献できる人材の育成を達成するためのもので、高度実践柔道整復師コースで目指すところの「現代医学に精通し、施術所での問題解決能力や安全管理能力に優れ、患者との良好な信頼関係の構築ができ、かつ科学的根拠に基づく高度の臨床技量を有する**臨床現場の指導者(高度実践柔道整復師)**」及び「高度実践柔道整復師としての資質を備える**柔道整復の教育者・研究者**」に繋がるものである。

救急災害医療学コースは、「総合的な医療人育成」、「大規模災害に対応できる人材育成」、「海外で活躍できる人材育成」を柱とした、救急救命士を養成する救急医療学科を

基礎とする。

保健医療学部救急医療学科の教育課程は、「基礎分野」、「専門基礎分野」、「専門分野」からなる。このうち、「基礎分野」及び「専門基礎分野」は「基礎医学系」を学ぶ。「基礎医学系」は、解剖生理などの基礎や医療人としての倫理観を修得する。「専門分野」は「救急医学系」を学ぶ。「救急医学系」はより専門的な救急・災害分野の知識と技術を修得する。この教育課程は、総合的な医療人として救急医療技術を修得した救急救命士の育成を達成するためのもので、救急災害医療学コースで目指す「科学的根拠に基づき指導ができる立場の人材育成」に繋がるものである。「救急医学系」より高度な救急・災害医療分野の特論を通じて、最新の医学や社会情勢を学ぶ。また、救急車同乗実習・病院内実習や災害支援やボランティア活動を実践することで、専門知識や技能・問題解決能力を向上させる。さらに、国内だけでなく海外での演習を通して、海外で活躍できる人材育成に努める。

既設学部で育成した能力を基礎として、より高度な知識を修得し臨床現場での経験を積むことで、救急・災害医療のプロフェッショナルオートノミーの重要性を理解する。また、現場だけでなく救急システムの構築や災害対応などのマネジメントを実践し、臨床現場に反映できる指導者としての能力を養成する。

イ 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か

(1) 研究科の概要

「保健医療学研究科（保健医療学専攻）」は、修士課程の完成年度に当該課程を博士前期課程に変更するとともに、博士後期課程の設置を想定している。

(2) 専攻の概要

保健医療学研究科は、本学の保健医療学部の「整復医療学科」と「救急医療学科」の2学科を基礎とし、両学科に係わる知識・技術の開発研究と人材養成を目的とする。従って研究科、専攻の名称はこの目的を総称するものとして「保健医療学研究科（保健医療学専攻）」とする。

また、入学定員を8名、収容定員を16名とする。

ウ 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

本学の教育理念や上記した研究科の必要性に基づき、本研究科の名称は「保健医療学研究科（保健医療学専攻）」とする。

整復医療学科と救急医療学科を基盤として、高度実践柔道整復師コース、救急災害医療学コースを設置する。教育課程は既設学科で修得したものを発展させたものとなっており、専門科目は、柔道整復学と救急・災害医療学とに分かれている。そのため、学位に付随する専攻コースの名称は学部学科の「整復医療学科」に対応する「高度実践柔道整復師コース」及び、「救急医療学科」に対応する「救急災害医療学コース」とした。

授与する学位の名称は選択したコースにより異なり、「高度実践柔道整復師コース」では「修士（柔道整復学）」、「救急災害医療学コース」では「修士（救急災害医療学）」とする。入学試験の段階で志願者がコースを選択し、入学時に授与する学位の名称が決まる。

(1) 研究科、専攻等の名称

- ①研究科名称 保健医療学研究科
Graduate School of Medical and Health Science
- ②専攻名称 保健医療学専攻 修士課程
Division of Medical and Health Science
- ③コース名称 1) 高度実践柔道整復師コース
Course of Advanced Practice Judo Therapist
2) 救急災害医療学コース
Course of Emergency Disaster Medicine

(2) 学位の名称

- ①修士課程
- 1) 修士（柔道整復学）Master of Judo Therapy
 - 2) 修士（救急災害医療学）Master of Emergency Disaster Medicine

エ 教育課程の編成の考え方及び特色（カリキュラム・ポリシー）

(1) 基本理念

幅広く深い学識の涵養を図り、スポーツ救急に関する指導能力、教育研究者としての卓越した能力を培うために、本研究科は以下の方針で理論的知識を基礎とし、「新時代の大学院教育」に記載されている課程制大学院制度に沿った教育目標を設定し、臨床現場や教育研究において実践・応用する能力が身に付く体系的なカリキュラムを編成する。

(資料4)

1. 高度専門職業人として習得すべき知識と基礎医学に立脚した問題解決能力を養成するために必要な科目を共通科目として配置する。
2. スポーツ救急に関する実践力及び指導力を養成する科目を必須科目として配置する。
3. スポーツ救急に関する指導者、教育研究者として、医学の進歩に適応し最新の医科学的知識と技術の修得に向けた専門科目を配置する。
4. 研究課題に対して科学的根拠に基づき検証する研究手法および発表能力を修得し、論文を作成・発表する能力を養成するための特別研究を配置する。
5. 医療人、研究者および教育者としての高い倫理観の醸成は欠かせないため、共通科目、両コースの専門科目および特別研究の科目の中で医療人としての倫理、研究者としての倫理、教育者としての倫理に関する講義を実施する。

(2) 特色

保健医療学研究科を専攻する者に共通して求められる能力を「共通科目」により養成する。

本学の理念と体育大学として体育指導者養成や競技力向上、スポーツ文化や国際交流等、様々な体育・スポーツ領域に密接に関わってきた経験と実績を踏まえ、その共通する使命として、養成する人材は**スポーツ現場の救急事故に対応できる能力を有し、スポーツ救急に関する指導者としての資質を併せ持つ必要がある**。「整復医療学科」に対応

する「高度実践柔道整復師コース」と「救急医療学科」に対応する「救急災害医療学コース」のどちらのコースを選択する場合にもこれらの能力と資質は不可欠である。このような観点から、「スポーツ救急特論」は体育・スポーツにおける救急事故（心肺停止・アレルギー・頭部外傷・熱中症など）に対応できる実践力及びその指導能力の養成を目的として必修科目として配置した。

その他、保健医療学研究科を専攻する者に共通して求められる必須の能力を養成する必修科目として、保健医療学に関する研究手法の知識と実践力の修得を目的とする「保健医療学研究法特論」、研究結果を医療で用いられる統計に関する知識と実践力の修得を目的とする「医療統計学特論」を配置した。さらに、医療に係わる高度専門職業人に不可欠な基礎医学に立脚した問題解決能力は、「共通科目」として配置した「解剖学特論」「スポーツ生理学特論」「医療英語特論」の学修により養成する。

両コースで育成する人材として欠かせない高度の倫理観の涵養について、柔道整復師の倫理綱領（公益財団法人日本柔道整復師会）および救急救命士の倫理綱領（ヒポクラテスの誓い）を基本的な倫理方針（医療人としての倫理）とする。研究者としての倫理は、研究指導のすべての段階において教育者による学修者へのパワーハラスメントやアカデミックハラスメントが生じないように留意し、指導者自らが倫理モデルとなって学修者に倫理的に行動する姿を示しながら十分な教育を実施する。さらに、医療と教育の場において現実に関与し得る倫理的課題に目を向け、現場に応じた最適な倫理的行動をとれる素養を養う。このような高度の倫理観は、単一科目で涵養されるものではないため、共通科目、専門科目、特別研究のなかで倫理に関する授業を実施し、多様な倫理に関する内容を学習過程の全期間を通して継続的に学修できるよう配慮している。

「各コースの開講科目とその履修により身に付く能力、人材像」〔資料5〕、〔資料6〕のとおり、各年次・学期を通して、「高度実践柔道整復師」及び「指導的立場の救急救命士」に求める4つの能力を養成する科目をバランス良く配置している。特に、1年次前学期に「研究者としての資質」を備えるための専攻共通科目を数多く配置し、専門分野の高度な知識を獲得するための下地を早い段階で修得させることで、以降の学びの促進を図っている。

高度実践柔道整復師コース

学部との科目のつながりについては先に述べたが、前期課程においてもそれぞれの科目は育成する能力と結びつけて系統的に配置している。高度実践柔道整復師コースが養成する人材として①医療従事者「高度の臨床技量（柔道整復術）を有する臨床現場の指導者」、②柔道整復の教育者・研究者「柔道整復師養成施設（大学）等の教員」を目指している。これらに求められる高度実践柔道整復師は、①「整復医療分野とその関連領域の高度の専門知識を有し、問題を解決するための研究手法を理解できる。」②「国民の健康維持と増進の一翼を担っているという自覚と品格、倫理観を持ち、臨床現場において科学的根拠に基づく治療法を実践できる。」③「骨・筋・関節などいわゆる運動器の損傷に対する高度の医学知識とその臨床応用能力、臨床的技量（柔道整復術）を持つ。」④「研究成果を臨床現場に還元・応用でき、臨床現場の指導者としての資質を持つ。」という4つの能力を備えていなければならない。そのため、以下の4つの特色を有する。

1. 系統的な科目配置をし、さらに臨床現場（保健医療学部附属臨床実習施設スポー

ツキアセンター)での演習を実施する。

2. 臨床現場での演習を実施する施設(保健医療学部附属臨床実習施設スポーツキューアセンター)は、来院患者数が相当数確保できており、カンファレンスルームなどの演習のための設備が整っており、種々の専門病院及び医師との連携が確保できている。
3. 演習による単なる専門知識の獲得や臨床技量の向上を目標とせず、医学教育の概念を導入し、整復医療学科の臨床実習のティーチングアシストなどを通じた正統的周辺参加による臨床現場の指導者としての実践力を醸成する。
4. 上記の1~3の特色を活かしつつ、高度実践柔道整復師が備えるべき4つの能力を系統的かつ多面的に涵養する。

(資料5)

救急災害医療学コース

本コースは既設学科を基礎として修得した能力を発展させるために、より高度で実践的な救急・災害医療分野の科目を配置し、「臨床・教育現場の指導者」の養成を目指すものである。具体的に①「救急・災害医療分野とその関連領域の専門知識を有し、問題を解決するための研究手法を理解できる」②「救急・災害医療を担う自覚と高い倫理観を持ち、科学的根拠に基づく救急救命処置や災害医療を実践する」③「救急システムや災害医療体制構築における高度の専門知識を習得する」④「研究成果を臨床現場に還元・応用でき、臨床・教育現場の指導者としての資質をもつ」などの能力を備えていなければならない。そのため、以下の4つの特色を有する。

1. 系統的な科目配置をし、さらに1次2次救急病院や救命救急センター、救急車同乗、災害ボランティア、災害医療訓練参加などの演習を実施する。
2. ファーストレスポnderと救急隊や医療従事者の連携などの救急システムや、環境観察・コミュニケーション・緊急度重症度判断・救急救命処置の検証を行う。
3. 災害医療体制におけるロジスティクス業務や、トリアージ・処置・搬送などの災害医療の検証を行う。
4. 既設学科のシミュレーション実習・救急車同乗実習・病院内実習などのティーチングアシスタントや、救命蘇生法講習会におけるインストラクターなどの経験を通じて、指導者としての実践能力を育成する。

(資料6)

(3) コース

高度実践柔道整復師コース

整復医療分野の臨床現場の指導者あるいは教育者・研究者として、科学的かつ高度な臨床技量と科学的分析能力を習得するために、「運動器外傷学特論」、「運動器外傷学演習」、「運動器スポーツ医学特論演習」、「整復医療実践治療学特論」、「整復医療実践治療学演習」、「柔道整復教育学特論演習」の6科目を配置した。

「運動器外傷学」では柔道整復師が治療対象とする運動器の外傷について、「整復医療実践治療学特論」、「整復医療実践治療学演習」では、保健医療学部附属臨床実習施設である「日本体育大学スポーツキューアセンター横浜・健志台接骨院」での臨床活動、臨床的研究及び学部科目の臨床実習Ⅰ・Ⅱにおけるティーチングアシストなどを実施す

る。臨床現場の指導者に求められる知識や教育手法の実践力は「柔道整復教育学特論演習」で学修する。これらにより現代医学に則った施術の実践と客観的評価能力を、さらに、臨床現場での医学教育学に基づく教育手法としての認知的徒弟制（臨床現場の要求に応じて多様な課題が生成されるのではなく、課題は学修者向けに指導者が生成する）や正統的周辺参加（学修者を臨床現場で正統なメンバーとして扱い、学習の進行や要求に応じて課題が提示される）を理解し、実践することで臨床現場の指導者としての素養を涵養する。

救急災害医療学コース

救急・災害医療分野の指導者として、根拠に基づく最先端の知識技術を習得するために、「救急蘇生医学特論」、「救急災害医学特論」、「救急蘇生医学演習」、「救急災害医学演習」、「特殊災害医療特論演習」の5科目を配置した。特論を通して知識を修得し、演習で実践する体系的な教育プログラムを配置した。また、「救急蘇生医学特論」や「救急災害医学特論」で、尊厳死や安楽死、黒タッグの扱いなどをディスカッションし、教養や倫理的思考を養う。

「救急蘇生医学演習」では、国内外の様々な地域の救急医療体制を学び、救命救急センターにおける臨床実習やドクターカー同乗実習、救急車同乗実習により救急救命士としての能力を向上させる。「救急災害医学演習」では、国内外の様々な地域の災害医療体制を学び、災害ボランティア活動や災害ロジスティクス業務を通じてよりグローバルな視点から臨床・教育・研究能力を向上させることで、指導者としての能力を向上させる。

オ 教員組織の編成の考え方及び特色

（１）教員配置

専任教員は、保健医療学部専任教員を主として教授7名、准教授5名で構成される。

（２）教育課程における中核的な科目、必修の理論科目等への適切な教員配置

科学的思考と臨床での実践力を涵養するため、徹底指導できる体制を確立する。そのため、博士の学位を有し、各分野で既に大学院研究指導教員として実績がある者を主に配置した。

中核的な科目は、高度実践柔道整復師コースでは、「臨床現場において科学的根拠に基づく治療法を実践できる柔道整復師」を養成する科目として「運動器外傷学特論」、「運動器外傷学演習」、「整復医療実践治療学特論」、「整復医療実践治療学演習」を配置した。救急災害医療学コースでは、高度な医学知識を養成する科目として「救急蘇生医学特論」、「救急災害医学特論」、「特殊災害医療特論演習」を配置した。高度な医学知識に基づく臨床能力を養成する科目として「救急蘇生医学演習」、「救急災害医学演習」を配置した。

必修の理論科目は、「保健医療学研究法特論」、「医療統計学特論」、「スポーツ救急特論」の3科目を配置した。「保健医療学研究法特論」は保健医療分野の研究手法を学修する科目で、体力医科学の分野で研究実績や大学院での指導経験が豊富な教員が担当する。「医療統計学特論」は臨床研究や臨床現場で役立つ統計手法やその応用力を養成する科目で、公衆衛生学分野において医療統計に造詣の深い教員を配置した。「スポーツ救急特論」はスポーツの現場において生命と健康を守るファーストレスポンスと

しての高度な知識と実践力を養成する科目で、博士の学位を有し、スポーツ現場での経験も豊富な医師が担当する。**（資料7）**

（3）大学院研究科の教員組織における中心となる研究分野

高度実践柔道整復師コースでは、骨・筋・関節などいわゆる運動器の損傷に対する適切な医学知識とその臨床応用能力、臨床的技量（柔道整復術）を身に付け、研究成果を臨床現場に還元・応用できる臨床現場の指導者の養成を目的とした「運動器外傷学特論」、「運動器外傷学演習」、「整復医療実践治療学特論」、「整復医療実践治療学特論演習」が中核であり、これらを包括する柔道整復学が研究分野の中心になる。

救急災害医療学コースでは、高度な医学知識と臨床能力を養成し、科学的根拠に基づき指導できる救急救命士の養成を目的とした「救急蘇生医学特論」、「救急災害医学特論」、「特殊災害医療特論演習」、「救急蘇生医学演習」、「救急災害医学演習」が中核であり、ファーストレスポnderと救急救命士の連携などの救急システム、救急救命士による救急救命処置、災害医療体制などの救急・災害医療に関する研究が中心となる。

（4）教員組織の年齢構成

保健医療学研究科を担当する教員は、7名の教授、5名の准教授で構成している。保健医療分野の教育研究指導経験が豊富で、授業及び研究指導を行うに相応しい教育経験、教育業績及び実務経験を有する各専門分野の第一人者を配置した。

教授は40～49歳1名、50～59歳2名、60～64歳2名、70歳以上2名の計7名、准教授は30～39歳1名、40～49歳3名、50～59歳1名の計5名で構成している。年齢は完成年度時点である。

（5）定年を超えて採用する教員の扱い

前項の教員の年齢構成から、完成年度に本学の定年を迎えている教員は、2名である。これらの教員に対しては、「日本体育大学招聘教員規程」**（資料8）**に基づき招聘教員として採用することで対応する。また、研究科の教育と研究の水準を維持するため、当該教員が担当する科目で欠員が生じた場合、相応の教育研究能力を有する人材を補充する。具体的には以下のような人事計画で行っていく。

- ①既存の教員が職位昇進の場合はその者を後継者にあて、新たに若手教員を採用し将来の後継者候補とする。
- ②既存の教員に該当者がいない場合、直ちにその後継者となる教授あるいは准教授を採用し、その補充を行う。

上述のような人事計画のもとで、十分な教育研究体制を常時維持できるように計画している。

カ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

（1）学期の区分

2学期制を採用し、前学期と後学期に区分する。

（2）標準修業年限

修士課程の標準修業年限を2年とする。

(3) 修了要件

高度実践柔道整復師コース生は以下の5つの要件を全て満たすこと。

①「共通科目」の必修から3科目6単位を修得する。②「共通科目」の選択から1科目2単位以上を修得する。③「専門科目（高度実践柔道整復師コース）」から5科目10単位以上を修得する。④「特別研究」の4科目12単位を修得する。⑤必要な研究指導を受けた上で修士論文を提出し、その審査並びに最終試験に合格する。

救急災害医療学コース生は以下の5つの要件を全て満たすこと。

①「共通科目」の必修から3科目6単位を修得する。②「共通科目」の選択から1科目2単位以上を修得する。③「専門科目（救急災害医療学コース）」から5科目10単位を修得する。④「特別研究」の4科目12単位を修得する。⑤必要な研究指導を受けた上で修士論文を提出し、その審査並びに最終試験に合格する。

(資料9)

(4) 授業の実施方法

保健医療学研究科で開講される科目は、「共通科目」、「専門科目」、「特別研究」で構成されている。「共通科目」は基礎医学に立脚した臨床思考を醸成するため、PBL(Project Based Learning；プロジェクト型学修)型授業やTBL(Team Based Learning；チーム基盤型学修)型授業を適宜実施する。「専門科目」及び「特別研究」はコースによって異なるため、以下に各コースに分けて述べる。

授業科目のうち「共通科目」の概要を以下に示す。

1) 「保健医療学研究法特論」

研究倫理、保健医療分野で扱う研究方法、データ処理の方法を解説する。

I データの収集方法

- ① 調査の方法
- ② 質問紙方法
- ③ 信頼性や妥当性、項目分析など

II データの分析方法

- ① 量的な統計処理
- ② 質的なデータ分析

2) 「解剖学特論」

保健医療学分野の研究を遂行するにあたって不可欠な解剖学について解説する。また、基礎医学に立脚した臨床思考を培うため病態からみた解剖学なども解説する。

3) 「スポーツ生理学特論」

保健医療学分野の研究を遂行するにあたって不可欠な生理学について解説する。

4) 「医療英語特論」

医療、医学分野における英語コミュニケーション及び英語論文の読解について解説する。

5) 「医療統計学特論」

種々の統計手法に加え、保健医療学分野の研究を遂行するにあたって不可欠な臨床データ分析手法について解説する。

高度実践柔道整復師コース

高度実践柔道整復師コースで開講される科目は、「共通科目」、「専門科目」、「特別研究」で構成されており、原則として専任教員が担当する。

「共通科目」は基礎医学に立脚した臨床思考を醸成するため、PBL(Project Based Learning；プロジェクト型学修)型授業やTBL(Team Based Learning；チーム基盤型学修)型授業を適宜実施する。「専門科目」では柔道整復師として医療に従事する上で、法律を理解していることを前提として、医療人としての倫理観をケーススタディとグループ討議を実施して養成する。また、柔道整復に関する高度な専門知識、科学的根拠に基づく治療法、臨床現場で欠かせない医師との連携や臨床現場での医学教育などの実践力を養成するため、グループ討議、グループ学習、自己学習、成果報告などを含む統合的な学修に主眼を置き、適宜PBL型授業やTBL型授業を実施して、実践形式の授業を実施する。「特別研究」については、研究指導教員のもと、国内外の学会誌から運動器の損傷やスポーツ外傷などに関する研究論文を収集し、整理、分析することから未開拓の領域を見出し、それを補完するための方法を解説することで、学生自らがその手法を用いて、修士論文を作成できるようにしていく。この過程で研究の実践を通じて研究者としての倫理観が養われるよう指導する。

「専門科目」のうち、各コースの軸となる科目の概要を以下に示す。

1) 「運動器外傷学特論」

主に整形外科学の観点から、運動器の外傷について解説する。

2) 「運動器外傷学演習」

柔道整復術の適応と限界を理解するため、柔道整復師法および関連法について説明する。法を遵守した上で、患者および医療者の多様性を理解するため、ケーススタディおよびディスカッションする。その上で、運動器の外傷・障害の発生機序、病理、症状、治癒過程、合併症、後遺症、治療法、手技療法ならびにリハビリテーション法に関して、運動器外傷学特論で疑問に思った内容や興味を持った内容について、学生自ら先行文献を中心に調査、発表し、ディスカッションする。

3) 「運動器スポーツ医学特論演習」

運動器メディカルチェックおよびスポーツ損傷の受傷機転、病態、診断、治療について解説し、知識と実際の手技を習得する。またスポーツ損傷のリハビリテーション・予防についての同様に、実際の手技（トレーニング法、ストレッチなど）についても習得する。

4) 「整復医療実践治療学特論」

柔道整復の歴史および柔道整復の伝統的施術方法を解説し、柔道整復術への理解を深めた上で科学的見地から治療法の有効性について検討する。また、種々の外傷・障害の治療法について、柔道整復術を解説し、文献レビューとディスカッションを行うことで最新の治療に関する知識と臨床的思考を修得する。

5) 「整復医療実践治療学演習」

保健医療学部附属臨床実習施設スポーツキュアセンターでの臨床演習を実施する。経験した症例についてカンファレンスにて発表し、ディスカッションをする。臨床演習を通して医療者および患者の多様性を理解し、医療の現場で通用する倫理観を涵養しつつ、これまでに得た専門知識の臨床応用能力と科学的根拠に基づく治療法の実践力を養成する。

6) 「柔道整復教育学特論演習」

医学、医療を学ぶという観点から、前提となる医の倫理について解説する。その上で、医療の現場での教育手法について、さまざまな観点から解説する。また、教育者として様々な教育上の問題事例を元に、教育者としての倫理観を養成するケーススタディとグループ討論を行う。

(資料5)

救急災害医療学コース

「専門科目」は、臨床・研究・教育方法など、様々な視点からのアプローチを深く学ぶために、各教科の専門教員によるオムニバス形式で講義を行う。

「救急蘇生医学特論」、「救急災害医学特論」、「特殊災害医療特論演習」は、最新の論文やガイドラインを基に、アクティブラーニングの手法を取り入れて指導する。

「救急蘇生医学演習」、「救急災害医学演習」はすべて演習形式で行なう。救急車同乗や病院実習、被災地視察や DMAT などの災害派遣などの臨床経験から症例検討を行い、研究方法の開発や教育手法の開発に繋げていくものである。保健医療学特別研究については、研究指導教員のもと、国内外の学会誌から教科の実践に関する研究論文を収集し、整理、分析することから未開拓の領域を見出し、それを補完するための方法を解説することから、学生自らがその手法を使って、修士論文を作成できるようにしていく。

各授業科目のうち「専門科目」の概要を以下に示す。

1) 「救急蘇生医学特論」

- ① 救急蘇生に関する法律
- ② 救急蘇生ガイドライン
- ③ 救急蘇生における救急システム
- ④ 救急蘇生における産婦人科分野
- ⑤ 救急蘇生における小児科分野

2) 「救急蘇生医学演習」

- ① 救急車同乗研修
- ② 病院内研修
- ③ 救急車同乗研修

3) 「救急災害医学特論」

- ① 過去における災害医療の教訓
- ② 地域防災計画
- ③ DMAT などが行う災害医療
- ④ 消防・自衛隊などが行う災害医療
- ⑤ 災害医療におけるロジスティクス
- ⑥ 国際災害支援

4) 「救急災害医学演習」

- ① DMAT 訓練参加
- ② DMAT 後方支援活動
- ③ 医師会訓練参加
- ④ DMAT 後方支援活動
- ⑤ 地域医療連携

5) 「特殊災害医療特論演習」

- ① 特殊災害医療の基礎
- ② 特殊災害現場での傷病者評価
- ③ 高度な気道管理
- ④ ショックの管理

(5) 履修指導体制

学生に対する保健医療学研究科（保健医療学専攻）の履修指導は、毎年4月に行われる「大学院ガイダンス」において、研究科長、幹事及び学生支援センター教職員が中心となって行う。また、研究指導教員が当該学生に対して適宜指導にあたる。

(6) 履修モデル

履修モデルは、選択するコースや想定する就職先・進学先、養成する人材像によって異なる。(資料10) (資料11)

(7) 研究指導体制

入学後、各自の研究テーマに基づき研究指導教員を決定する。指導教員が2年間担当する学生の単位修得や論文指導を個別に行う。また、副指導教員を配置し、共同で研究指導にあたるよう組織的な指導体制を目指す。

1年次では、論文の見つけ方・書き方を獲得させるとともに、現在の課題や最新の研究方法など、論文作成に係わる基礎知識の修得を目指す。

2年次では、主に、課題や最新の研究方法から、テーマやデザインを構築し、研究を実践させ修士論文を完成させていくよう指導する。(資料12)

研究計画

学年	事項	委員会など
1年次	<ul style="list-style-type: none">・指導教員の決定・論文題目・研究計画の提出（審査）・論文題目・研究計画の討議とそれに対する指導	研究科委員会
2年次	<ul style="list-style-type: none">・審査付き論文の作成と討議・全国学会での討議・中間発表会（中間審査）・修士論文の提出・最終発表会・最終審査（論文審査・口述試験）・修了認定	審査委員会 研究科委員会

(8) 学位論文の審査

修士学位論文の審査は、「日本体育大学学位規程」(資料13)及び学位審査等取扱要領に基づき行う。

(申請資格)

本学大学院修士課程の第2学年に在学し、16単位以上を修得して、所定の研究指導を受けた者は、修士の学位を申請することができる。

(論文審査の申請)

修士の学位論文の審査を申請しようとする者(以下、「申請者」という。)は、研究指導教員の承認を得た上、学位論文審査申請書と所定の書類、審査手数料を添えて研究科長を経て、学長に提出する。論文審査の申請時期は毎年1月とする。

(論文審査員)

提出された論文について、審査員は、指導教員を主査とし、副査を2名以上、計3名以上で構成され、審査員の選定は本研究科委員会が行う。

副査は、申請者が専修する以外の他コース教員を審査員として加える。また、外部の教員を審査員として加えるなど審査の厳格性と透明性を確保する。

(論文発表会)

申請者は、必ず公開の論文発表会(中間発表・最終発表)を行うこととしており、審査員は学位論文の内容、プレゼンテーション能力などの確認を行う。公開の論文発表会は口頭発表とし、出席者からの質疑応答も設けている。

(論文審査及び最終試験)

審査員は論文審査と最終試験を行う。最終試験は、論文を中心として、これに関連ある科目について口述試験を行う。

(学位論文、論文発表会及び最終試験の審査基準)

- 1) 学位論文は、保健医療学分野の研究に資する内容で、新たな知見・解釈を含むか、または指導的立場の人材に必要な専門知識や問題解決能力等を証明する論文でなければならない。
- 2) 学位論文の申請者は、論文発表会において学術研究に相応する発表及び討論がなされなければならない。
- 3) 学位論文の申請者は、最終試験において、論文の内容について十分理解し、研究能力及び指導的立場の人材に必要な専門知識や問題解決能力等を示さなければならない。

(論文審査及び最終試験の結果の判定・学位授与の審議)

論文審査及び最終試験が終了した時は、主査からその結果を研究科委員会に文書で報告する。研究科委員会は論文審査及び最終試験の結果の判定を行い、学位授与の可否を審議する。

(9) 研究の倫理審査体制

「倫理審査委員会規程」**(資料 14)**に基づき、社会的コンセンサスが必要とされている実験・調査研究における生命倫理、ライフサイエンスに係る安全対策・取り組み並びに微生物、毒物・劇薬などの管理、安全確保及び実験装置などの適正な管理を図っている。また、本学において行われるヒトを対象とした体育科学の実験研究、調査研究及び測定(以下「ヒトを対象とした実験等」という。)に関し必要な事項を定め、人間の尊厳と人権を重んじ、社会の理解と協力が得られる適切な研究が実施されることを目的とした「日本体育大学ヒトを対象とした実験等に関する規程」**(資料 15)**を定めており、本研究科における研究倫理の審査体制はこれに準じている。

キ 施設・設備等の整備計画

本研究科は、日本体育大学の横浜・健志台キャンパスの校地・運動場・校舎などを用いて教育研究を行うことから、図書館・教室・ゼミ室・学生の休憩場所なども整備されている。また、図書館は平日 22 時まで、土曜日 19 時まで、日曜日 18 時まで開館しており、「大学院設置基準」第 14 条の教育方法の特例を用いて展開するにふさわしい環境となっている。

(1) 自習室・相談室の整備

大学院生の学習環境の充実に資するため、横浜・健志台キャンパスの9号館3階に大学院生が自由に利用できる専用自習室(9354室44.48㎡)を用意している。また、9号館4階に相談室(9402室22.46㎡)を用意している。 **(資料16)**

(2) 図書館の整備

① 図書館の蔵書数・座席数

保健医療学研究科を設置する横浜・健志台キャンパスの図書館は延べ面積820㎡、閲覧席数275席となっており、保健医療学部用校舎である9号館内の図書室は272㎡、閲覧席数92席、医学関連書籍を中心として5,012冊を所蔵している。

東京・世田谷キャンパスの図書館も利用可能で、延べ面積は、2,036㎡(2階779㎡、3階775㎡、地階自動化書庫482㎡)で、閲覧席数353席(2階149席、3階204席)、地下の自動化書庫も含めて書架収容力は約46万冊となっている。閲覧席は、テーブルのほかに、間仕切りされた一人用閲覧席、複数人数での利用のためにグループ閲覧室(3室)を備えている。また、所蔵資料検索については、学内外からインターネット上での検索が可能になっており、図書館内に専用端末も設置している。地下の自動化書庫に格納されている資料は、資料検索の結果から、オンラインで出納することが可能である。また、自動貸出装置を導入し、利用者の利便性の向上を図っている。

② デジタルデータベース、電子ジャーナル等の整備

図書館内に学生開放PCが163台(うち、保健医療学部図書館に20台)設置されており、予習復習の情報収集に活用されている。近年特にデジタルデータベース、電子ジャーナルなどの利用も多く積極的に整備している。

図書館のデジタルデータベースについては、国立情報学研究所学術コンテンツポータル機関別定額制、医中誌Web、メディカルオンライン、ジャパンナレッジ、Science Direct、Wiley Interscience、MEDLINE Complete、SPORTDiscus with Full Text、Health Source など14種に加えて、朝日新聞聞蔵Ⅱ、読売ヨミダス文書館、毎日News パックの新聞Web版を整備している。

電子ジャーナルについては、上記データベースによるものに加えて、American Journal of Education、Adult Education Quarterlyなど国内外80種以上を整備している。

検索については、タイトルからの検索を可能にする電子ジャーナルリストに加えて、複数データベースの同時検索を可能にする統合検索機能を導入して利便性の向上に努めている。

保健医療学研究科(保健医療学専攻)が設置された場合でも対応可能な状況であり、今後も更にデジタルデータベースなどの整備を行い教育目的の達成に努める。

ク 基礎となる学部(又は修士課程)との関係

基礎となる学部との関係については、コース毎に分けて述べる。

高度実践柔道整復師コース

高度実践柔道整復師コースは整復医療学科を基礎としている。保健医療学部整復医療学科の教育課程は「基礎分野」、「専門基礎分野」、「専門分野」からなる。このうち「基礎分野」及び「専門基礎分野」は基礎医学や現代西洋医学系の科目を配し、人体の基本構造・機能及び生命の尊厳について基本的な知識を修得するものであるが、これを発展的に学修する科目が「解剖学特論」、「スポーツ生理学特論」、「運動器スポーツ医学特論演習」である。また、学部では柔道整復に関する科目は多数あり、これらは運動器の外傷で発展的に学修する科目として「運動器外傷学特論」、「運動器外傷学演習」、臨床現場での演習を含み実践力を発展させるための学修として「整復医療実践治療学特論」、「整復医療実践治療学演習」を配置している。これらの科目が教育研究の柱である。**(資料17)**

救急災害医療学コース

救急災害医療学コースは救急医療学科を基礎としている。保健医療学部救急医療学科の教育課程は、「基礎分野」、「専門基礎分野」、「専門分野」からなる。このうち、「基礎分野」及び「専門基礎分野」は「基礎医学系」を学ぶ。「基礎医学系」は、解剖生理などの基礎や医療人としての倫理観を修得する。「専門分野」は「救急医学系」を学ぶ。「救急医学系」はより専門的な救急・災害分野の知識と技術を修得する。

「基礎分野」、「専門基礎分野」を発展させたものが「スポーツ生理学特論」、「解剖学特論」、「スポーツ救急特論」である。「専門分野」を発展させたものが「救急蘇生医学特論」、「救急災害医学特論」、「特殊災害医療特論演習」、「救急蘇生医学演習」、「救急災害医学演習」であり、教育研究の柱となる。**(資料18)**

ケ 入学者選抜の概要

(1) 求める人材(アドミッション・ポリシー)

本研究科は、柔道整復学や救急・災害医療学における専門知識・技能・問題解決能力を有し、かつスポーツ救急に関する指導能力を備えた人材の育成を目指す。そこで、共通科目や専門科目を履修するにあたり、次のような資質を備えた入学者を求める。

1. 医療人としての倫理観を持ち、社会に還元する研究に取り組む意欲と能力を持つ者

2. 専門分野に関する基本的な知識・技能・問題解決能力を有し、EBMの重要性を認識している者

3. 将来、スポーツ救急に関する指導者として活躍していく意欲と能力を持つ者

(2) 出願資格

① 一般選抜

高度実践柔道整復師コースは、柔道整復師資格取得者及び取得見込者で、且つ次のいずれかに該当する者に出願資格を与える。

救急災害医療学コースは、救急救命士または医師・看護師・保健師・助産師・歯科

医師の国家資格取得者及び取得見込みの者で次のいずれかに該当する者に出願資格を与える。

- ・ 大学を卒業した者及び卒業見込みの者
- ・ 学校教育法の規定により学士の学位を授与された者及び授与される見込みの者
- ・ 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者及び修了見込みの者
- ・ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者及び修了見込みの者
- ・ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び修了見込みの者
- ・ 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び修了見込みの者
- ・ 文部科学大臣の指定した者
- ・ 平成 29 年 3 月末日で大学に 3 年以上在学し、優れた成績で所定の単位を修得したものと、本学大学院が認めた者
- ・ 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で入学時まで 22 歳に達する者

② 社会人選抜

一般選抜の出願資格を満たし、且つ次のいずれかに該当する者

- ・ 有職者で、入学時に 2 年以上の経験年数を有する者
- ・ 青年海外協力隊などで海外における社会貢献活動の経験を入学時に原則として 2 年以上有する者

（3）選抜方法（制度）

高度実践柔道整復師コースが養成する人材は、「高度の臨床技量（柔道整復術）を有する臨床現場の指導者」、「柔道整復師養成施設（大学）等の教員」であるため、対象は柔道整復師（取得見込み者含む）であることが前提となる。従って、入学予定者は、柔道整復師養成校の学生（既卒者含む）及び社会人の柔道整復師であり、選抜方法は一般選抜及び社会人選抜を実施する。

救急災害医療コースにおいても、「救急・災害医療分野の指導者を育成する」ために必要な能力・適性などを多面的に評価し、社会人を積極的に受入れるべく、一般選抜及び社会人選抜を実施する。

合否の判定は、両コースともに書類審査、筆記試験（英語、専門科目）、面接試験の結果を総合的に判断して行う。

① 一般選抜

- ・ 書類審査（履歴書、学業成績証明書、研究計画書など）
- ・ 筆記試験（英語、専門科目）
- ・ 面接試験（口頭試問含む）

② 社会人選抜

- ・ 書類審査（履歴書、学業成績証明書、研究計画書、研究活動調書など）

- ・筆記試験(英語、専門科目)
- ・面接試験(口頭試問含む)

(4) 選抜体制(組織)

入学者選抜に係る体制(組織)は以下の通り編成する。

- ①入試制度の企画・立案については、学長が本研究科長に諮問し、当該の入学試験委員会にて検討・審議する。入学試験委員会の審議に基づき、本研究科長は学長に入学試験制度について答申する。学長は、答申を受け、当該年度の入学試験制度を決定する。
- ②入学試験の実施については、本研究科所属の教職員により実施し、公正・厳正な選抜を行う。
- ③入学試験の結果に基づき、当該研究科委員会において、合否判定を行う。学長は、その判定結果を受け、合格者(入学者)を最終決定する。
- ④出願に際し、別途審査が必要な場合には、本研究科構成員による出願資格審査委員会を開催し、審議する。学長は、その審議結果に基づき、出願の可否を最終決定する。

コ 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施

(1) 修業年限

修士課程2年

(2) 履修指導及び研究指導の方法

①履修指導体制

学生に対する保健医療学研究科の履修指導は、毎年4月に行われる「大学院ガイドランス」において、研究科長、幹事及び学生支援センター教職員が中心となって行う。また、研究指導教員が当該学生に対して適宜指導にあたる。

②研究指導体制

入学後、各自の研究テーマに基づき研究指導教員を決定し、当該教員が2年間継続して担当する学生の単位修得や論文指導を個別に行っていく。なお、社会人に対しては指導教員と相談した上で、就業状況に応じた配慮を可能な範囲で実施する。

1年次では、主に共通科目と専門科目による専門的知識の獲得と科学的思考の涵養を図り、必修科目の「保健医療学特別演習」では論文の書き方を学修させるとともに、所属するコースにおいて追究する課題の見だし方や論文の書き方など、論文作成に係わる基礎知識の修得を目指す。

2年次では、主に所属するコースにおいて見出した課題を解決するための研究手法を獲得し、典型的な論文の書き方を参考に、査読付き学会誌への投稿を前提とした修士論文を完成させていくよう指導する。

特に社会人学生については、主に研究指導教員が履修計画や研究テーマの設定や学修環境など入学前から相談をし、修士課程の2年間に仕事をしながらの通学であっても必要単位を取得し修了できるようきめの細かい指導をする。

授業は通常時間帯から夜間の時間帯または集中講義で開講しており、社会人が在職のまま大学院の授業を受けられるよう、必修の特別研究については履修可能な時間帯に設定している。

選択科目については、履修可能な科目から優先して取るよう指導していく。

研究指導については、研究指導教員及び副指導教員と研究計画を立て、指導日などを調整し、指導を受けることになるが、社会人など平日昼間の受講が困難な場合は、指導教員と相談の上、土日や休業期間中に集中して行なうことも可能としている。また、教育現場に関する課題に取り組む場合、遠隔地で研究することも想定し、電子メールや学内ポータルシステムやオンライン教育サポートシステムなどを活用しての指導や、場合によっては指導教員が現場を訪れることにより効果的な指導を行う。

(3) 授業の実施方法

大学院設置基準第 14 条に定める教育方法の特例の措置を導入することから、新たに 5 時限・6 時限・7 時限を開講する。授業は本学で行なうが、予習・復習については電子メール、学内ポータルシステム及びオンライン教育サポートシステムを利用して学ぶことができるように配慮する。 **(資料 19)**

保健医療学研究科授業時間

時限	時間	備考
1 時限	09 時 00 分～10 時 30 分	昼間部
2 時限	10 時 40 分～12 時 10 分	昼間部
3 時限	13 時 00 分～14 時 30 分	昼間部
4 時限	14 時 40 分～16 時 10 分	昼間部
5 時限	16 時 20 分～17 時 50 分	昼夜間部
6 時限	18 時 00 分～19 時 30 分	昼夜間部
7 時限	19 時 40 分～21 時 10 分	昼夜間部

(4) 教員の負担の程度

学部の教員が大学院の教員を兼ねていることから、大学院担当教員の負担が過度にならないよう、大学院の授業を担当しない教員と学部の授業科目を調整して分担するなど、全体として教員の負担度を同程度に保つように留意し、研究時間の確保にも配慮して時間割を設定する。

学部の教員が大学院の教員を兼ねていることから、大学院担当教員の負担が過度にならないよう、大学院の授業を担当しない教員と学部の授業科目を調整して分担するなど、全体として教員の負担度を同程度に保つように留意し、研究時間の確保にも配慮して時間割を設定する。

また、5 限目以降に授業が開講されることから、出勤時間を教員の裁量により決定できるものとし、各自で 1 週間の勤務時間(労働時間)を調整できるように配慮している。

さらに、平日(月～金曜日)には研究日 1 日を設けられるようにし、休日(土・日曜日など)の出勤に対する負担軽減も考慮している。

(5) 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に関する配慮、必要な教員の配置

図書館は、授業期間中は平日 8 時 45 分から 22 時まで、土曜日は 8 時 45 分から 19 時まで、日曜日は 10 時 15 分から 18 時まで開館している。また、他館との相互貸借サービスの利用方法を含めた文献探索講習会を随時実施するなど、学生や教職員の学修、調査・研究を支援している。

情報処理施設などについては、平成 26(2014)年 4 月に PC 教室の増設を行い、横浜・

健志台キャンパスの3つのPC教室における教育用PC（パーソナルコンピュータ）の台数を合計186台とした。同時に、単一のPCでMacOSとWindowsOSの両用を可能な環境を整え、情報技術を用いた教育支援を行っている。また、可搬式のタブレット端末30台を整備し、一般教室においても簡易なICT利用環境を実現している。

教育用PCの他に横浜・健志台キャンパスにおいて自由に利用できるPCは、学生ラウンジに10台、図書館内に71台（ノート型PC35台を含む）を設置している。これらは、レポート作成や日常的な情報収集などに活用されている。

PCはもとより、利用者が拡大しているスマートフォンやタブレットの、学内における通信環境改善を目的に、平成25(2013)年度に全学ネットワークの再設計を行い、ネットワークの高速化、および無線ネットワークを拡充した。

これにより、すべてのキャンパス、学生寮において統一された手法、品質により全学ネットワークの利用が可能となり、従前からの個人の属性による通信経路の動的制御、悪意のあるサイトの閲覧を防止するURLフィルタリングなど、利用者と情報の保護を目的としたセキュリティ対策と併せて、安全かつ安定したサービスの提供が可能となった。

職員の配置については、現在も学生支援センターに大学院担当職員を配置して対応しているが、本研究科に関しても同様に対応する。

（6）入学者選抜の概要

入学者選抜に係る体制（組織）は以下の通り編成する。

- ①入試制度の企画・立案については、学長が本研究科長に諮問し、当該の入学試験委員会にて検討・審議する。入学試験委員会の審議に基づき、本研究科長は学長に入学試験制度について答申する。学長は、答申を受け、当該年度の入学試験制度を決定する。
- ②入学試験の実施については、本研究科所属の教職員により実施し、公正・厳正な選抜を行う。
- ③入学試験の結果に基づき、当該研究科委員会において、合否判定を行う。学長は、その判定結果を受け、合格者（入学者）を最終決定する。
- ④出願に際し、別途審査が必要な場合には、本研究科構成員による出願資格審査委員会を開催し、審議する。学長は、その審議結果に基づき、出願の可否を最終決定する。

<一般選抜>

- ・書類審査(履歴書、学業成績証明書、研究計画書など)
- ・筆記試験(英語、専門科目)
- ・面接試験(口頭試問含む)

<社会人選抜>

- ・書類審査(履歴書、学業成績証明書、研究計画書、研究活動調書など)
- ・筆記試験(英語、専門科目)
- ・面接試験(口頭試問含む)

(7) 当該分野の必要性

これまでに述べたように、柔道整復師が実践している施術は、科学的根拠に基づく治療かどうか、柔道整復師全体として医療人としての高度の倫理観が備わっているかなど、さまざまな観点から問題点が指摘されている。しかし、柔道整復は国民の身近な医療として広く認知されており、柔道整復師の施術によって心身の健康を獲得している者も多く、これまでは専ら柔道整復の施術効果の客観的な解明やEBMの確立を重要視してきた。しかし、柔道整復師が急増し、そのモラルが問われる現状においては、「医療従事者としての高い倫理観」、「研究者としての資質」、「高度の医学知識と科学的根拠に基づく臨床的技量（柔道整復術）」、「臨床現場での指導者としての資質」を備えた臨床現場の指導者である「高度実践柔道整復師」が求められている。

救急・災害医療もまた、国民生活において必要不可欠な分野である。

救急需要の増加という社会的変化に供給が間に合っていないことから、現場到着所要時間が年々延長している。この対策として、救急システムの検証や救急救命処置が実践できる人材が求められている。災害大国である日本において、台風による水害や大規模地震による被害が毎年のように起きている。南海トラフ地震や首都直下型地震が必ず数十年以内に起こるといわれている今、減災・防災・テロ対策などの災害医療体制の検証や災害医療が実践できる人材が求められている。

このように救急・災害医療における研究者や臨床・教育現場の指導者が必要不可欠であり、救急救命士がその中心的役割を担う。救急救命士は消防機関だけでなく、海上保安庁や自衛隊、警察などの公的機関や医療機関、民間救急などに所属し、その所属によって「救急現場」の定義が変わる。夫々の「救急現場」で指導的立場になる救急救命士が求められていることから、救急救命士としてすでに活躍している人材のステップアップの場として、大学院が必要とされている。この分野の発展は国民生活に安心と安定をもたらす、家族との団欒を守ることに寄与する。

(8) 大学院を専ら担当する専任教員を配置するなどの教員組織の整備状況等

教授2名を専ら大学院を担当する教員として配置し、教育研究の円滑な運営を図る。

サ 管理運営

運営体制としては、保健医療学研究科（保健医療学学専攻）委員会を設置し、現在、体育科学研究科を管理運営している常設委員会（研究科担当教員審査委員会、研究科入学試験委員会、研究科教務委員会、日本体育大学学術奨励賞選考委員会、奨学金返還免除に関する選考委員会）を活用して保健医療学研究科（保健医療学専攻）の管理体制を有効に機能させる。

シ 自己点検・評価

本学では、平成5(1993)年に自己点検・評価のための組織体制を整えて以来、一貫して教育研究活動などの状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに改革改善に取り組んできた。

(1) 実施体制

①自己点検・評価協議会及び自己点検・評価委員会

本学の自己点検・評価の取組みは、平成5(1993)年に自己点検・評価委員会を設置して、日本体育大学の現状と課題について分析することから始まった。その後、教育・研究水準の維持・向上を図り、目的及び社会的使命を達成するために平成6(1994)年7月に「学校法人日本体育会自己点検・評価に関する規程」に基づき、「自己点検・評価協議会」及び「日本体育大学及び日本体育大学大学院自己点検・評価委員会」〔資料20〕を設置し、自己点検・評価を平成8(1996)年、平成10(1998)年、平成15(2003)年、平成20(2008)年、平成26(2014)年に実施した。その内容については『自己点検・評価報告書』としてまとめ、公開している。

また、平成25(2013)年12月には「学校法人日本体育大学自己点検・評価等に関する規程」の改正を行い、自己点検・評価に関する複数の活動セクションを、「自己点検・評価等協議会」、「日本体育大学及び日本体育大学大学院自己点検・評価等委員会」に統合し、効率化と合理化を図った。

「自己点検・評価等協議会」は学校法人日本体育大学に設置され、日本体育大学及び日本体育大学大学院の自己点検・評価に関する基本方針、実施時期及び実施基準などの基本的事項について審議決定するため、理事長、常務理事、法人事務局長、学長、副学長、学部長、大学院研究科長及び大学事務局長、その他理事長・学長が推薦する者で構成されている。

②調査・データの収集と分析を行う体制

大学機関別認証評価に係る所定のエビデンスデータ類については、事務局の各担当所掌部署にて最新の情報を更新している。

これらの最新情報は、「自己点検・評価等委員会」の構成員及び事務職員全体で共有され、これらの年度推移や現況の分析に基づき、自己点検・評価を行っている。

本学の現状を把握するための情報に関しては、事務局の事務分掌の規定に応じて調査・収集・分析が実施されており、例えば、入学者に関することについてはアドミッションセンターが、学生の学習や修学支援などに関しては学生支援センター学習支援部門が、学生の生活支援や課外活動支援に関しては学生支援センター生活支援部門が、就職を含む進路に関しては学生支援センターキャリア支援部門が、教員の業務などに関しては庶務課が業務を担当しており、それぞれの業務に関わる情報やデータを集約している。そして、それらの情報やデータは、企画部課程・評価課において統一的に集約され、総合的に事務局で共有されるほか、「自己点検・評価等委員会」の資料として整理されている。

(2) 実施方法

大学及び大学院の教育・研究活動など固有の事項については、学長が中心となって「自己点検・評価等委員会」が対処しており、具体的な自己点検・評価は、各学部（大学院研究科含む）、附置機関などを通じて、大学事務局が行い、企画部課程・評価課がとりまとめており、直近では、平成27(2015)年5月1日の状況を点検し評価を行ったほか、公益財団法人日本高等教育評価機構が実施する大学機関別認証評価を受審した。

各部署においては、関係するデータ収集・整理を行い、改善・向上方策を通常業務に

反映させるほか、大学改革構想に係る所掌の取組状況や各年度事業計画などの実績や進捗状況に基づいた次年度の事業計画などの立案に取入れ、それらの事業報告をまとめる中で自己点検評価の機能を併行している。

また、教学事項に関しては、特に、FD委員会〔資料 21〕が中心となって、授業改善に資する活動の一つとして、前学期及び後学期全ての授業で、学生による授業評価アンケートを行っている。アンケート結果については、各学期の履修授業の各成績が確定した直後に、それぞれの授業担当教員及びそれぞれの授業履修者に還元している。

授業担当教員は、各学期の学生の受講反応を詳細に確認でき、次学期の授業展開に改善を加えるために有効に活用しているほか、履修者は自身の履修した授業に関し、他の履修者の回答結果を閲覧し、自身の履修行動を省みる機会となっている。

財務事項に関しては、決算後の5月に実施する会計監査にとどまらず、会計年度進行中の11月及び3月に期中監査を行い、その透明性と会計基準や予算制度などに関するコンプライアンスを担保している。

（3）評価項目

「日本体育大学及び日本体育大学大学院自己点検・評価等委員会」は「自己点検・評価等協議会」の下、基本方針に則り、教育及び研究などの活動について自己点検・評価の実施項目、内容、方法及び結果の活用方法などの具体策を策定し、自己点検・評価の実施及び推進に当たっている。

◇自己点検・評価等協議会が定める自己点検・評価の基準

①基準 1. 使命・目的等

- 1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性
- 1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性
- 1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性

②基準 2. 学修と教授

- 2-1. 学生の受入れ
- 2-2. 教育課程及び教授方法
- 2-3. 学修及び授業の支援
- 2-4. 単位認定、卒業・修了認定等
- 2-5. キャリアガイダンス
- 2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック
- 2-7. 学生サービス
- 2-8. 教員の配置・職能開発等
- 2-9. 教育環境の整備

③基準 3. 経営・管理と財務

- 3-1. 経営の規律と誠実性
- 3-2. 理事会の機能
- 3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ
- 3-4. コミュニケーションとガバナンス
- 3-5. 業務執行体制の機能性
- 3-6. 財務基盤と収支

3-7. 会計

④基準 4. 自己点検・評価

- 4-1. 自己点検・評価の適切性
- 4-2. 自己点検・評価の誠実性
- 4-3. 自己点検・評価の有効性

⑤その他の基準

A. 国際的な競技力向上への貢献

1. 国際化を推進すべく、諸外国との学術・スポーツ交流協定の締結
2. 体育・スポーツの指導者養成及び国際競技大会などへの選手・指導者の派遣
3. 競技力向上と重点強化種目及び重点強化選手への支援及び強化策策定

B. 健康で豊かな生涯スポーツ社会の構築

1. 両キャンパス周辺地域住民を巻き込んだ健康維持・増進プログラムの推進
2. 老若男女が積極的に取り組むことのできるスポーツプログラムの構築

(4) 結果の公表

「自己点検・評価等委員会」による自己点検及び評価の結果については、「日本体育大学の現状と課題－自己点検・評価報告書－」として刊行（平成 5(1993)年度版、平成 7(1995)年度版、平成 9(1997)年度版、平成 14(2002)年度版、平成 18(2006)年度版、平成 19(2007)年度版、平成 20(2008)年度版）し、学内外に公表している。

自己点検・評価報告書のほか、認証評価機関による認証評価を受ける際に提出した所定の報告書などについても、本学ホームページに掲載して内外に公表している。

(5) 結果の活用

自己点検・評価は、大学の教育研究活動と管理運営についての現状説明、点検・評価、問題点の整理と改善に向けた課題の分析がなされており、大学運営の改善に積極的に生かされている。

これまでの自己点検・評価又は大学機関別認証評価、さらには、短期大学機関別認証評価（平成 22(2010)年 3 月 財団法人短期大学基準協会）などを経て改善・向上の方策として認識された事項については、然るべき検討・構想案件として認識されている。

自己点検・評価の結果は、「11 の大学改革構想案」に反映させているほか、特に教育課程関係については、体育学部の 2003 カリキュラム、2005 カリキュラム、2008 カリキュラム、2009 カリキュラム、2013 カリキュラムそれぞれに活かされている。

また、平成 22(2010)年 9 月には、短期的改革・改善事項及び中期的改革・改善事項として整理分類され、それらを議論するにあたって、「大学・短期大学部の改革・改善について考えるフォーラム」が設置された。このフォーラムは、教職協働で運営され、「体育学部、短期大学部の在り方」、「日体大スポーツの強化（競技力向上）」、「研究活動の在り方」、「学生生活の充実」の四つの分科会で構成された。

各フォーラムでは、本学の現状分析、他大学の動向把握に関して、客観的データに基づいた議論が展開された上で、取り組むべき具体的方策の提案が行われた。さらに、これら活動を通じて、情報の共有化が本学構成員の間で図られていくこととなり、新たな学部や附置機関、併設機構の設置、人事制度の改革に至るまで、大学改革に資する様々な取組みに生かされている。

さらに、然るべき意思決定の場面に関して、その計画立案、運営改善を導く先進的な研究と分析を行うことは、今日の大学運営には必須であり、外部環境への対応と拡張過程の整理、高等教育機能の追加的増加、点検及び評価から導いた課題は大学の経営問題として扱い、その対応や処理を行うことは、組織マネジメントや成果測定基準を導くこと、すなわち、各種情報の可視化を通じた共通理解及び多角的分析に基づく「運営戦略・経営戦略」を構築することであるとの考えから、平成 27(2015)年 4 月にインスティテューショナル・リサーチ室（IR 室）を設置した。IR 活動を恒常化することは、将来構想を確実に実現していくにあたって必須であり、情報の収集や分析にのみ傾倒し、数値的变化や経年推移を確認するだけにとどめず、本学の実態を視覚化して共有することにより、未来の日体大を予測する実質的な手段や仕組みを速やかに構築して、意思決定に資する取組みを推進することとした。

ス 情報の公表

本学は、平成 22(2010)年 6 月 16 日付け文部科学省通達「学校教育法施行規則などの一部を改正する省令の施行について(通知)」を踏まえ、ホームページに情報公開コンテンツを設け、情報を公表している。また、「大学案内（NITTAIDAI）」や「大学広報誌(学報 NITTAIDAI)」を継続的に刊行し、学生、教職員のみならず、保護者や卒業生、本学への進学を希望・検討している高校生などに対して積極的に情報を公表している。

例：<http://www.nittai.ac.jp/about/index.html>

ホーム > 大学案内 > 情報公開

(1) 大学の教育研究上の目的に関すること

大学の教育研究上の目的に関することについては、ホームページ、「大学案内（NITTAIDAI）」及び「学生便覧(ライフガイダンスマップ)」に掲載し、学生・教職員だけでなく、広く学外にも情報を公表している。

例：<http://www.nittai.ac.jp/about/profile/mission.html>

ホーム > 大学案内 > 日本体育大学について > 建学の精神 ミッション ビジョン

例：<http://www.nittai.ac.jp/about/information/index.html>

ホーム > 大学案内 > 情報公開 > 法令に基づく教育情報の公表

(2) 教育研究上の基本組織に関すること

学部・学科構成については、ホームページ、「大学案内(NITTAIDAI)」、及び「学生便覧(ライフガイダンスマップ)」に掲載し、学生・教職員だけでなく、広く学外にも情報を公表している。事務組織については、ホームページ、「学生便覧(ライフガイダンスマップ)」に掲載し学内の周知を図るだけでなく、学外にも公表している。

例：<http://www.nittai.ac.jp/about/profile/organization.html>

ホーム > 大学案内 > 日本体育大学について > 組織図

(3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関することはホームページに掲載し、年度の始まりなどに合わせた定期的な更新だけでなく、必要に応じた情報の更新を適宜行っている。教員の数については、ホームページと合わせて、「大学案内

(NITTAIDAI)」にも掲載している。

例：<http://www.nittai.ac.jp/about/information/shokuin.html>

ホーム > 大学案内 > 情報公開 > 法令に基づく教育情報の公表 > 教員に関する
こと > 教職員データ

例：http://www.nittai.ac.jp/gakubu/kyoin_list/index.html

ホーム > 学部・大学院 > 教員一覧 > 専任教員

(4) 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

入学者に関する受入方針及び入学者の数については、ホームページ、入試案内に掲載して広く情報を公表している。また、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職などの状況については、ホームページに情報を掲載し、年度の始まりなどに合わせて定期的に更新している。また、進学及び就職などの状況については、本学への進学を希望・検討している方々へ情報を開示するため、「大学案内(NITTAIDAI)」に掲載し、情報を公表している。

例：<http://www.nittai.ac.jp/exam/index.html>

ホーム > 入試情報

例：<http://www.nittai.ac.jp/about/information/index.html>

ホーム > 大学案内 > 情報公開 > 法令に基づく教育情報の公表 > 受入方針、学生数、進路に関すること

例：http://www.nittai.ac.jp/about/information/number_g.html

ホーム > 大学案内 > 情報公開 > 法令に基づく教育情報の公表 > 受入方針、学生数、進路に関すること > 卒業者数、進学者数、就職者数

例：http://www.nittai.ac.jp/career/2015career_list.pdf

ホーム > 就職・キャリア支援 > 主な就職先一覧

(5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業に関すること

授業科目については、学則に明記しホームページ、「大学案内(NITTAIDAI)」、「学生便覧(ライフガイダンスマップ)」にて周知を図るとともに、学外に対しても情報を公表している。授業の方法及び内容並びに年間の授業に関することについては、ホームページにポータルシステム「NSSU Passport」をリンクさせシラバスを掲載しており、学生・教職員のみならず学外者もゲストユーザーとして閲覧が出来る。

例：<http://www.nittai.ac.jp/about/profile/rule.html>

ホーム > 大学案内 > 日本体育大学について > 学則・規程等

例：<http://www.nittai.ac.jp/gakubu/syllabus/index.html>

ホーム > 学部・大学院 > シラバス

(6) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

学修の成果に係る評価については、「大学機関別認証評価報告書(平成 20(2008)年度)の自己評価報告書・本編」をホームページに掲載し、基準 3-2-⑤で公表している。

例：http://www.nittai.ac.jp/about/information/evaluation/pdf/self_report.pdf

ホーム > 大学案内 > 日本体育大学について > 評価

(7) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

校地、校舎などの施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関することについては、ホームページ、「大学案内 (NITTAIDAI)」にて公表している。

例：<http://www.nittai.ac.jp/campuslife/campusmap/index.html>

ホーム > 大学案内 > 日本体育大学について > キャンパス案内 / 施設案内

(8) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関することについては、ホームページ、「大学案内 (NITTAIDAI)」及び「学生便覧 (ライフガイダンスマップ)」並びに入試案内にて情報を公表している。

例：<http://www.nittai.ac.jp/gakubu/tuition/index.html>

ホーム > 学部・大学院 > 学費

(9) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

学生の本学における学習や生活、さらにはキャリアに関する支援を行っていくため、平成 24(2012)年 4 月 1 日に学生支援センターを設置した。また、学生生活の中で出会うさまざまな事柄、クラブ・サークル、学業、人間関係、進路などについて気軽に相談することができるよう学生相談室を設けており、これらがより機能的に対応できるよう、ホームページ、学生便覧「ライフガイダンスマップ」にて学生・教職員へ周知を図っている。

例：<http://www.nittai.ac.jp/campuslife/support/index.html>

ホーム > 学生生活 > 学生支援センター

例：<http://www.nittai.ac.jp/campuslife/counseling/index.html>

ホーム > 学生生活 > 相談室・カウンセリング

(10) その他

① 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報

学部・学科の教育理念、教育目標については、学生便覧「ライフガイダンスマップ」にて情報を公表している。

② 学則等各種規程

学則については、ホームページに掲載している。また、学生に関連する各種規程などを学生便覧「ライフガイダンスマップ」に掲載して公表している。

例：<http://www.nittai.ac.jp/about/rule/index.html>

ホーム > 大学案内 > 日本体育大学について > 学則・規程等

③ 設置届出書、設置計画履行状況等報告書

申請及び届出に関連するものについては、ホームページにて情報を公開する。

例：<http://www.nittai.ac.jp/about/information/index.html>

ホーム > 大学案内 > 情報公開 > 新設学部等設置に関する情報

④ 自己点検・評価報告書、認証評価の結果

自己点検・評価報告書、認証評価の結果については、ホームページにて公表している。

セ 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

(1) 教員の資質の維持向上の方策（FD）について

本学では、教育理念及び教育目標に基づき、FD 委員会を設置しており、教育・研究活動、教授方法及び教員の相互研鑽の支援並びに教育効果などに関して恒常的に検討を行い、教員の資質の向上を図るため、大学院全体で組織的に取り組んでいく。

個々の教員の教育・研究活動を保障・支援するため、研究会や研修会を定期的かつ継続的に行い、教員の資質の維持向上を図る。

具体的には以下のとおりである。

- ①教育課程及び授業科目に関する研究会の開催
- ②シラバスの作成方法に関する研究会の開催
- ③教員相互による授業内容の調整を行なう会合の実施
- ④積極的な国内外の学会参加や学会誌への論文投稿
- ⑤共同研究体制を組織化し、研究書の出版など研究成果の公開
- ⑥学部生や院生を含めたワークショップ企画など、学部教育との連携

(2) 職員の資質の維持向上の方策（SD）について

本学では、大学の発展、有為な学生の育成支援、地域社会の活性化に寄与し続ける大学職員を目指すため「日体大事務職員人材育成基本方針」を策定し、次のとおり研修を実施している。**(資料 22)**

①入職後の研修

事務職員としての心構え、大学の沿革や定員などの基本情報を学ぶ研修会を実施し、事務職員としての基礎能力の形成を行っている。

②主任者研修

昇任・昇格候補者を対象に、前年度中に小論文・面接を実施し、主任としての資質向上を図っている。

③課長補佐及び事務長補佐ならびに課長及び事務長研修

新たに当該役職となった職員に対し、その役割・業務について研修するとともに、人事評価の知識を得ることを目的としている。

④業務別研修

学生支援センター、企画部において実施している。学生支援センターにおいては3部門の相互の業務内容を把握することを目的とし、また、各部門の職員が講師となることにより、職員の意識の向上を図っている。

⑤外部研修

日本私立短期大学協会主催の「私立短大教務担当者研修会」や「キャンパスにおけるハラスメント防止セミナー」、私立大学庶務課長会主催の「職員基礎研修会」などの研修の参加希望者を募り、受講させている。

⑥その他の研修

- ・目的別研修

学内において「クレーム対応」「特別支援教育の実際について」「手話研修会」

「ピアサポーター研修会」などの研修会を全職員対象に行い、実務において即時に役立つ知識を習得させている。

- ・進路ガイダンス事前研修

学外で開催される高等学校などの進路ガイダンスに全事務職員が担当者としてあたることとし、その事前研修も職員としての知識の習得の場と位置づけている。

- ・FD 講演会シンポジウムの参加

教員の能力開発を目的として実施しているFDの一環として開催している講演会、シンポジウムなどへも事務職員の積極的に参加させている。

- ・新SD研修

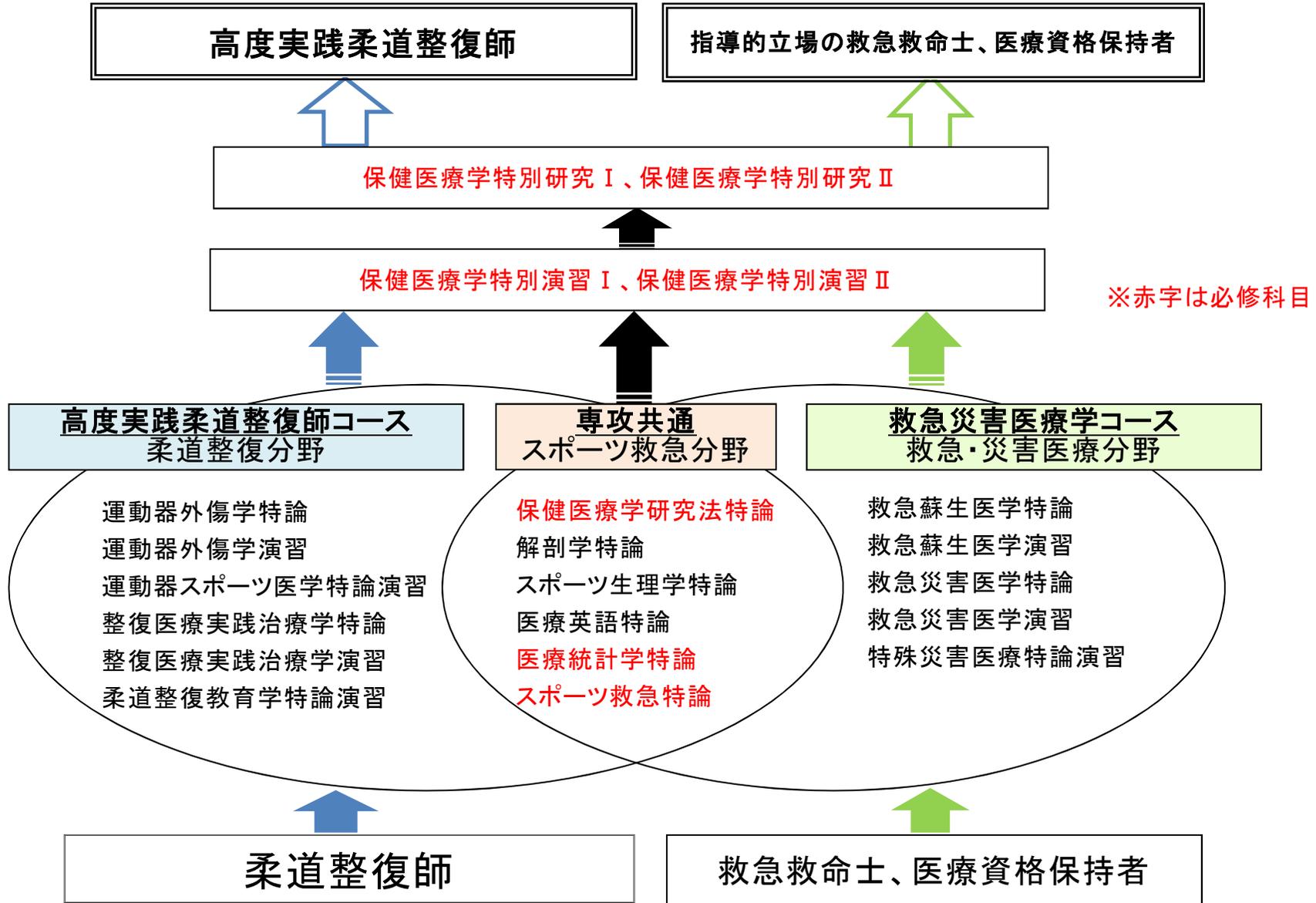
平成28年(2016)年度から、執行部及び管理職のSD研修としてJICA派遣前訓練修了式視察研修会を実施している。

これらの研修などで得た知識の伝達講習を行うことにより、職員間による知識・情報の共有を図り、大学の教育研究活動などの適切かつ効果的な運営を可能とする人材を育成している。

資 料 目 次

- 【資料 1】 保健医療学専攻イメージ図
- 【資料 2】 「高度実践柔道整復師」及び「指導的立場の救急救命士」とは
- 【資料 3】 高度実践柔道整復師コースの構想、救急災害医療学コースの構想
- 【資料 4】 保健医療学研究科保健医療学専攻修士課程授業科目
- 【資料 15】 高度実践柔道整復師コース開講科目とその履修により身に付く能力、人材像
- 【資料 16】 救急災害医療学コース開講科目とその履修により身に付く能力、人材像
- 【資料 17】 中核的科目及び必須の理論科目担当教員の保有学位・資格
- 【資料 8】 日本体育大学招聘教員規程
- 【資料 9】 保健医療学研究科修了要件
- 【資料 10】 高度実践柔道整復師コースの履修モデル
- 【資料 11】 救急災害医療学コースの履修モデル
- 【資料 12】 研究指導体制フローチャート
- 【資料 13】 日本体育大学学位規程
- 【資料 14】 倫理審査委員会規程
- 【資料 15】 日本体育大学ヒトを対象とした実験等に関する規程
- 【資料 16】 自習室・相談室の平面図
- 【資料 17】 基礎となる学部との関係（高度実践柔道整復師コース）
- 【資料 18】 基礎となる学部との関係（救急災害医療学コース）
- 【資料 19】 授業時間割モデル
- 【資料 20】 日本体育大学及び日本体育大学大学院自己点検・評価等委員会規程
- 【資料 21】 FD 委員会規程
- 【資料 22】 日体大事務職員人材育成基本方針

保健医療学専攻イメージ図



「高度実践柔道整復師」及び「指導的立場の救急救命士」とは

高度実践柔道整復師

研究者としての資質

整復医療分野とその関連領域の高度の専門知識を有し、問題を解決するための研究手法を理解できる。

科学的根拠に基づく柔道整復術

骨・筋・関節などいわゆる運動器外傷に対する高度の医学知識とその臨床応用能力、臨床的技量（柔道整復術）を持つ。

臨床家としてのプロフェッショナリズム

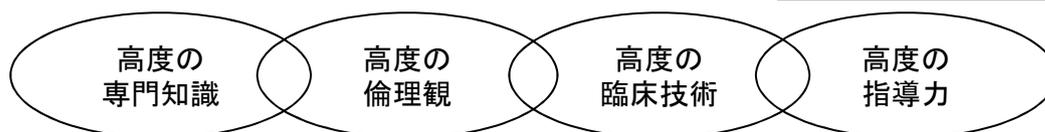
国民の健康維持と増進の一翼を担っているという自覚と品格、倫理観を持ち、臨床現場において科学的根拠に基づく治療法を実践できる。

臨床現場での指導力

研究成果を臨床現場に還元・応用でき、臨床現場の指導者としての資質を持つ。

将来取得すべき資格

- ・ 柔道整復師専科教員
- ・ 臨床実習指導者



指導的立場の救急救命士

研究者としての資質

救急・災害医療分野とその関連領域の高度の専門知識を有し、問題を解決するための研究手法を理解できる。

救急・災害医療システムの構築

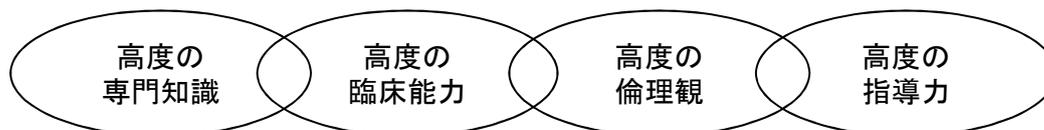
科学的根拠に基づき、救急・災害医療体制を検証するために、高度な専門知識と臨床能力を持つ。

プロフェッショナル・オートノミーの確立

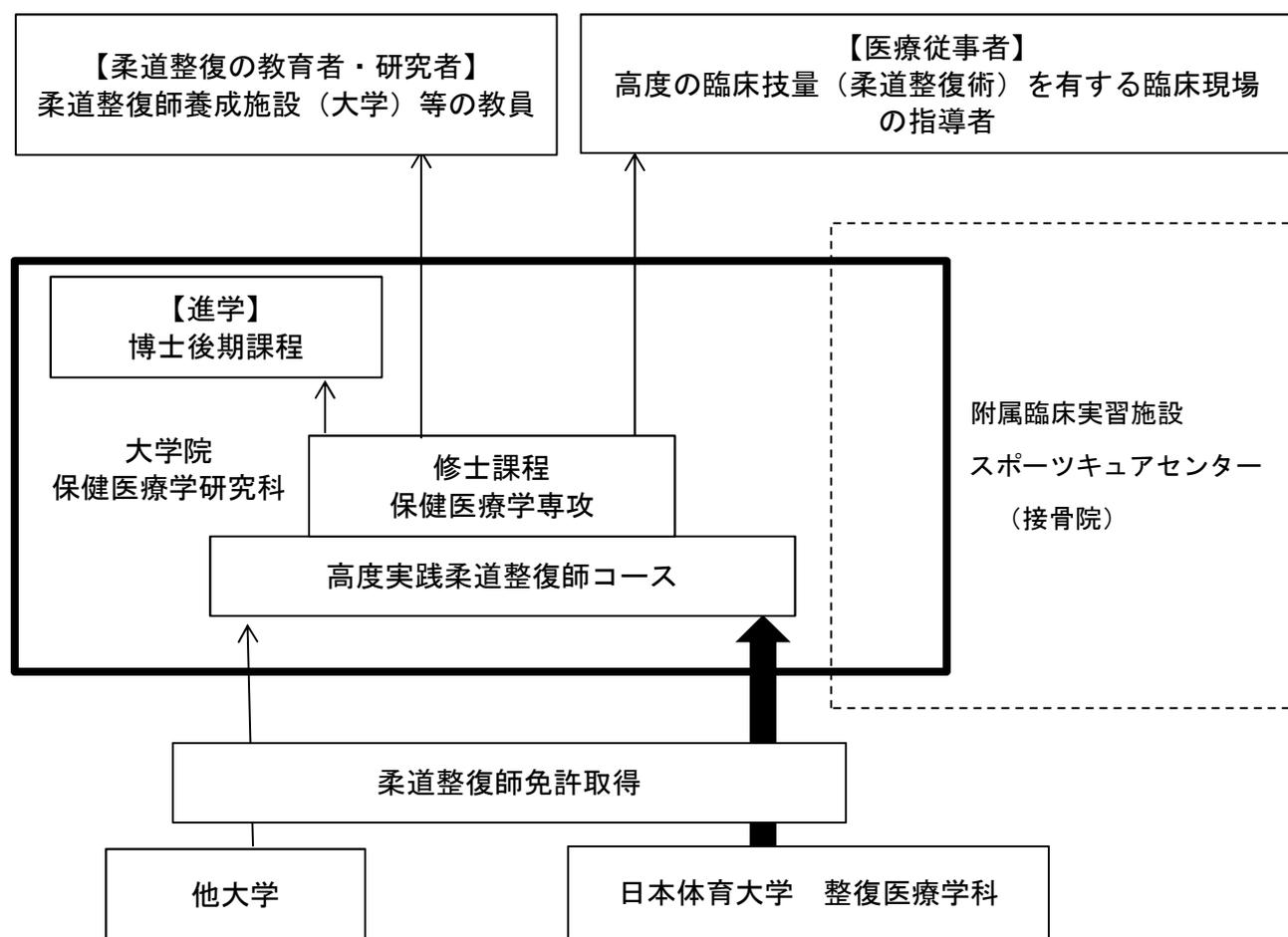
社会の変化に対応し、救急救命士として生涯学び続ける医療人としての倫理観を習得する。

臨床・教育現場での指導力

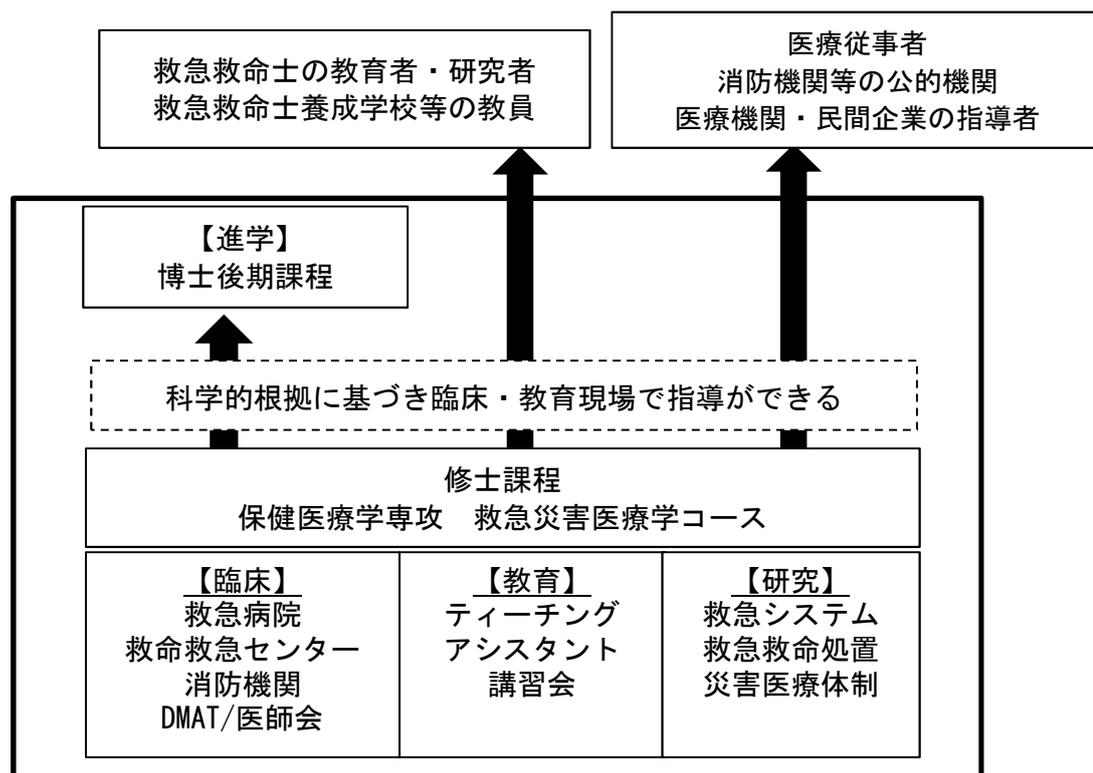
研究成果や多様な救急現場の経験を、所属する臨床現場に還元・応用でき、臨床現場の指導者としての資質を持つ。



高度実践柔道整復師コースの構想

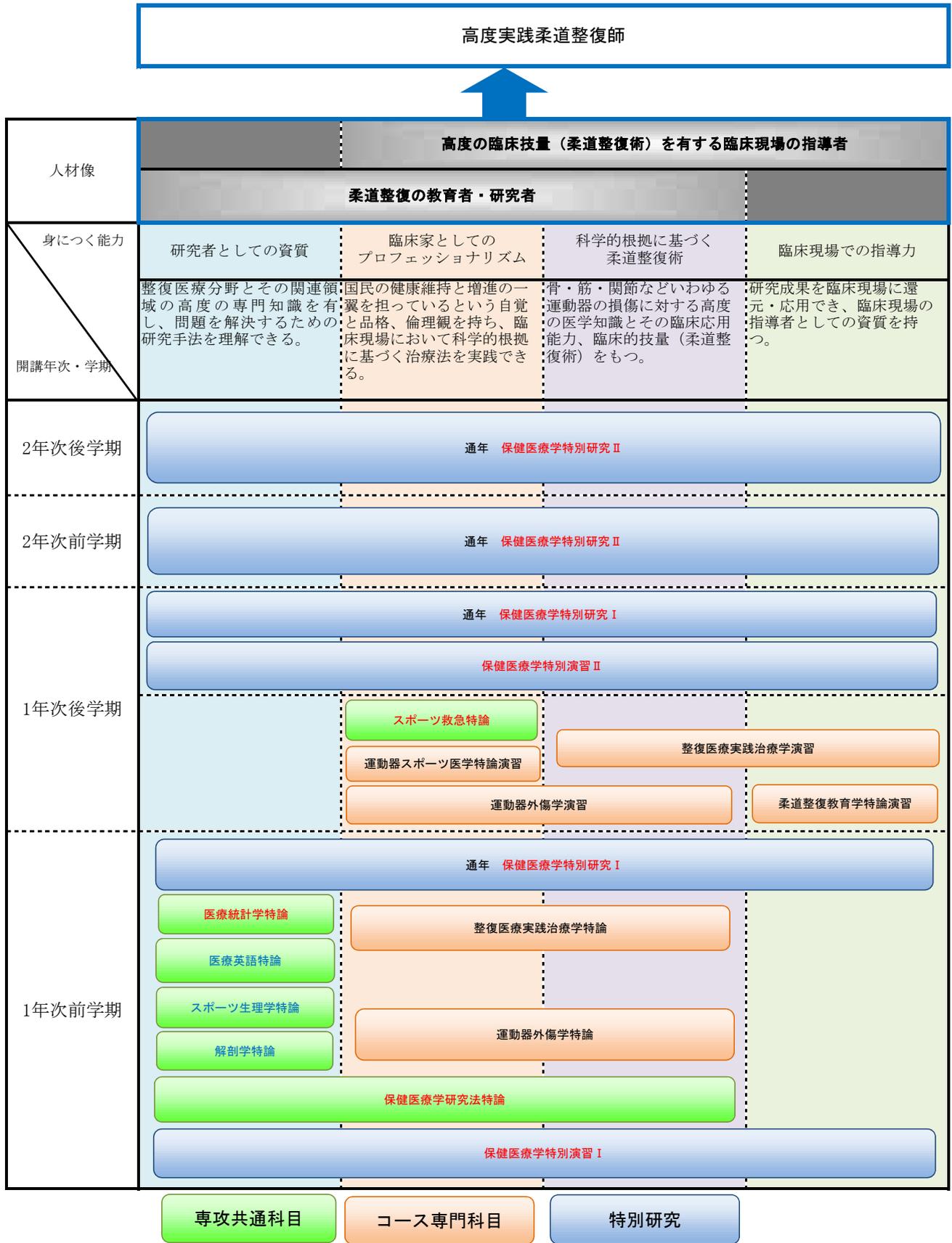


救急災害医療学コースの構想



保健医療学研究科 保健医療学専攻 修士課程 授業科目

科目 区分	授業科目	担当教員	年次	単位数		備考	修了 要件	
				必修	選択			
共通科目	保健医療学研究法特論	中里 浩一	1	2			18	
	解剖学特論	小林 正利	1		2			
	スポーツ生理学特論	中里 浩一	1		2			
	医療英語特論	秋山 庵然	1		2			
	医療統計学特論	木村 直人	1	2				
	スポーツ救急特論	平沼 憲治、小川 理郎、遠藤 直哉	1	2				
専門科目	高度実践柔道整復師コース	運動器外傷学特論	平沼 憲治、清水 勇樹	1		2		
		運動器外傷学演習	伊藤 譲	1		2		
		運動器スポーツ医学特論演習	平沼 憲治、清水 勇樹、岡田 隆	1		2		
		整復医療実践治療学特論	伊藤 譲、久保山 和彦	1		2		
		整復医療実践治療学演習	伊藤 譲、久保山 和彦	1		2		
		柔道整復教育学特論演習	福島 統	1		2		
	救急災害医療学コース	救急蘇生医学特論	山本 保博、小川 理郎、川上 順子、鈴木 健介	1		2		
		救急蘇生医学演習	山本 保博、小川 理郎、鈴木 健介	1		2		
		救急災害医学特論	山本 保博、小川 理郎、鈴木 健介	1		2		
		救急災害医学演習	山本 保博、小川 理郎、鈴木 健介	1		2		
特殊災害医療特論演習		山本 保博、小川 理郎、鈴木 健介	2		2			
特別研究	保健医療学特別演習Ⅰ	平沼 憲治、伊藤 譲、山本 保博、小川 理郎、中里 浩一、小林 正利、川上 順子、久保山 和彦、遠藤 直哉、清水 勇樹、岡田 隆、鈴木 健介	1	2		ゼミ		12
	保健医療学特別演習Ⅱ	平沼 憲治、伊藤 譲、山本 保博、小川 理郎、中里 浩一、小林 正利、川上 順子、久保山 和彦、遠藤 直哉、清水 勇樹、岡田 隆、鈴木 健介	1	2		ゼミ		
	保健医療学特別研究Ⅰ	平沼 憲治、伊藤 譲、山本 保博、小川 理郎、中里 浩一、小林 正利、川上 順子、久保山 和彦、遠藤 直哉、清水 勇樹、岡田 隆、鈴木 健介	1	4		修士論文		
	保健医療学特別研究Ⅱ	平沼 憲治、伊藤 譲、山本 保博、小川 理郎、中里 浩一、小林 正利、川上 順子、久保山 和彦、遠藤 直哉、清水 勇樹、岡田 隆、鈴木 健介	2	4		修士論文		



本研究科は、1専攻2コースとしていることから、必修科目7科目18単位の他は、選択科目（共通科目及び専門科目）となっている。そこで、専攻共通の選択科目及びコース専門科目に以下のとおり必要修得科目数を設定し、「選択必修」扱いとすることで、体系的な履修を促す。

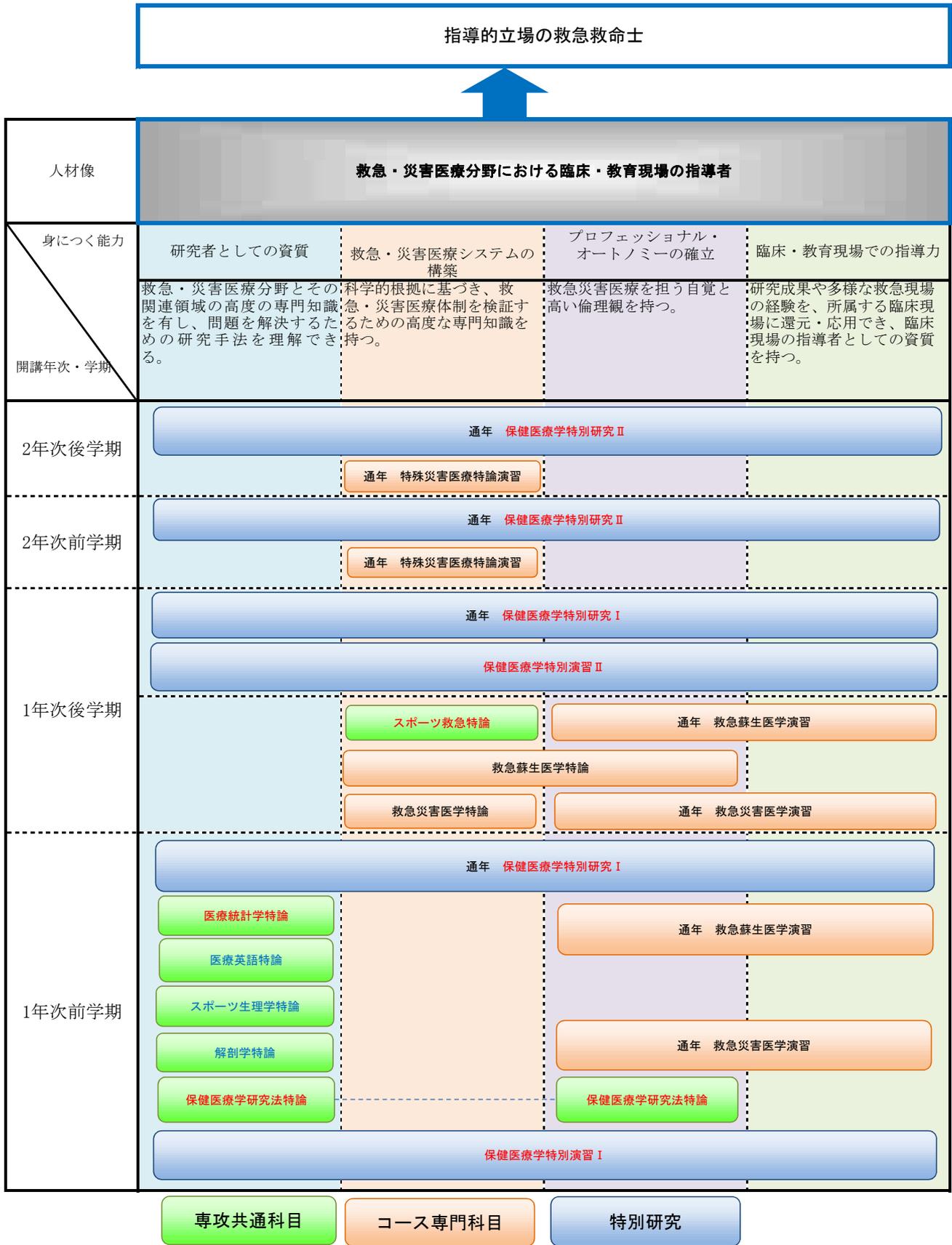
共通科目の青字の選択科目3科目の中から、1科目2単位以上を修得する。

コース専門科目は、6科目の選択科目から5科目10単位以上を修得する。

特別研究は必修4科目12単位を修得する。

(注) 赤字は必修科目を表す。

黒字はコース専門科目の選択科目を表す。



本研究科は、1専攻2コースとしていることから、必修科目7科目18単位の他は、選択科目(共通科目及び専門科目)となっている。そこで、専攻共通の選択科目及びコース専門科目に以下のとおり必要修得科目数を設定し、「選択必修」扱いとすることで、体系的な履修を促す。

共通科目の青字の選択科目3科目の中から、1科目2単位以上を修得する。

コース専門科目から5科目10単位を修得する。

特別研究は必修4科目12単位を修得する。

(注) 赤字は必修科目を表す。

黒字はコース専門科目の選択科目を表す。

中核的科目及び必須の理論科目担当教員の保有学位・資格

科目の位置付け	科目名	担当する教員の 保有学位	担当する教員の 保有資格
高度実践柔道整復師コース 中核的科目	運動器外傷学特論	博士（医学）	医師
	運動器外傷学演習	博士（医学）	柔道整復師
	整復医療実践治療学特論		
	整復医療実践治療学演習		
救急災害医療学コース 中核的科目	救急蘇生医学特論	博士（医学）	医師 救急救命士
	救急災害医学特論		
	特殊災害医療特論演習		
	救急蘇生医学演習		
	救急災害医学演習		
必修の理論科目	保健医療学研究法特論	博士（学術）	
	医療統計学特論	博士（医学）	
	スポーツ救急特論	博士（医学）	医師

○日本体育大学招聘教員規程

平成24年10月19日

理事会制定

最近改正 平成29年2月17日

(目的)

第1条 この規程は、日本体育大学(日本体育大学大学院を合わせ、以下「大学等」という。)の招聘教員について必要な事項を定めることにより、大学等の教育・研究の充実に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語の定義は、他の条項に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 招聘教授 この規程に基づいて採用され、大学等の教授に就任する者をいう。
- (2) 特別招聘教授 招聘教授のうち、第5条により任命される者をいう。
- (3) 招聘准教授 この規程に基づいて採用され、日本体育大学の保健医療学部准教授に就任する者をいう。
- (4) 招聘教員 前3号に掲げる者を総称していう。

(招聘教員の資格等)

第3条 招聘教員は、大学等において、講義、研究指導、実技指導及び論文審査等を行う。

2 招聘教授は、大学院設置基準第9条に定められた資格を有する者、学術研究又は実技指導の分野で極めて優れた実績を有する者であるとともに、次の各号に掲げる基準をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 日本体育大学の建学の精神を理解し、これに賛同する者であること
- (2) 直近の健康診断の結果、職務遂行に支障がないと認められること
- (3) 採用時点において、年齢が満65歳以上70歳未満であること

3 招聘准教授は、大学設置基準第15条に定められた資格を有する者であるとともに、前項各号に掲げる基準をすべて満たす者でなければならない。

(招聘教員の採用)

第4条 学長は、招聘教授又は招聘准教授について、採用候補者を選定し、理事長に推薦する。

2 理事長は、前項による採用候補者について、招聘教授又は招聘准教授として採用することの可否を決定し、学長に通知する。

(特別招聘教授)

第5条 学長は、招聘教授である者について、次のアからキまでの要件のうち3項目以上を満たし、かつその学術業績及び教育研究上の指導能力が極めて優れていると認められるときは、特別招聘教授の候補者として理事長に推薦し、理事長は、適切であると認めるときは、当該候補者を特別招聘教授として任命する。

ア 博士の学位(外国における同等の学位を含む。)を有する者

イ 国内又は外国の大学もしくは短期大学において、教授として10年以上の教育指導経験を有すること

ウ 国内又は外国の大学院博士課程において、教育指導担当教員として、3年以上の経験

を有すること

エ 国内又は外国において、2冊以上の学術著書(単著)を公刊していること

オ 直近の10年間に、国内又は外国の大学において、質の高い学術誌又は著書に10編以上の論文を掲載し、うち5編以上が筆頭論文であること

カ 国際的な学会や競技団体の役員を経験していること

キ 全国レベルの公的な審議会の委員又は学会の会長・理事長を経験していること

(雇用期間)

第6条 招聘教員の雇用期間は2年以内とし、学長の意見を聴いて理事長が定める。

2 雇用期間は更新しない。ただし、特別招聘教授について、学長の意見を聴いて理事長が必要と認めるときは、さらに2年を限度に雇用期間を更新することができ、以後も同様とする。

3 前2項による雇用期間は、満70歳に達した日の属する年度末を越えることができない。

4 第1項及び第2項の雇用期間の途中であっても、事故もしくは傷病等により死亡し、又は職務に堪えられないと認められるときは、理事長は、学長の意見を聴いて雇用契約を終了させることができる。

(雇用期間の特例)

第7条 前条第1項から第3項までにかかわらず、大学等において新たに設置する学部・学科もしくは教職課程認定等又は研究科・専攻に合わせて採用する招聘教員の任期は、次のとおりとする。

(1) 学部・学科又は教職課程認定等の新設に伴う招聘教員 設置の日から4年が満了する日

(2) 研究科・専攻の新設に伴う招聘教員 設置の日から、博士前期課程は2年が、博士後期課程は3年が、前期・後期を同時に設置する場合は5年が、それぞれ満了する日

(人数)

第8条 招聘教員の人数は10人以内とする。ただし、前条により採用する者は含まない。

(給与)

第9条 招聘教員の給与は年俸制とし、年俸額は、別表のとおりとする。

2 年俸の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日まで(以下「年度」という。)とする。

3 年俸は、その12分の1を月額とし、毎月20日に支給する。

4 年度の途中において、招聘教員に就任し、もしくは退任した場合には、年俸額を日割により計算し、就任のときは就任の日から支給し、退任のときは退任の日まで支給する。

(手当)

第10条 招聘教員には、通勤手当を支給し、その他の手当は支給しない。

(退職手当)

第11条 招聘教員には、退職手当を支給しない。

(服務)

第12条 招聘教員の服務は、専任教員に準ずる。

(細則)

第13条 この規程の施行について必要な細則は、理事長が別に定める。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

(施行日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
(現行規程の廃止)
- 2 この規程の施行に伴い、「学校法人日本体育大学招聘教授規程(平成3年5月8日理事会制定)」は、廃止する。

附 則

(施行日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 保健医療学部の招聘教員のうち、平成26年度又は平成27年度に就任する者については、第6条第1項の雇用期間を「平成30年3月末日まで」と読み替える。
(見直し条項)
- 3 この規程が定める招聘准教授に係る取扱いについては、平成29年度中を目途に見直すこととする。

附 則

(施行日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 日本体育大学大学院教育学研究科の招聘教員として、平成28年度以降に日本体育大学に採用する者の雇用期間は、改正後の第6条第1項から第3項までにかかわらず、「平成34年3月末日まで」と読み替える。

附 則

(施行日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(別表)(第9条第1項関係)

招聘教員の年俸額

区分	年俸額
特別招聘教授	学術業績、教育研究上の指導能力、年齢及び経歴等を勘案のうえ、理事長が定める。
招聘教授	7,200,000円
招聘准教授	学術業績、教育研究上の指導能力、年齢及び経歴等を勘案のうえ、7,200,000円を超えない範囲で、理事長が定める。

保健医療学研究科修了要件

必修科目	選択科目		必修科目
共通科目	共通科目	専門科目	特別研究
保健医療学研究法特論 医療統計学特論 スポーツ救急特論	解剖学特論 スポーツ生理学特論 医療英語特論 ※うち 1 科目以上を修得	高度実践柔道整復師コース 運動器外傷学特論 運動器外傷学演習 運動器スポーツ医学特論演習 整復医療実践治療学特論 整復医療実践治療学演習 柔道整復教育学特論演習 ※うち 5 科目以上を修得 救急災害医療学コース 救急蘇生医学特論 救急蘇生医学演習 救急災害医学特論 救急災害医学演習 特殊災害医療特論演習 ※うち 5 科目を修得	保健医療学特別演習 I 保健医療学特別演習 II 保健医療学特別研究 I 保健医療学特別研究 II
3 科目 6 単位	3 科目 6 単位	11 科目 22 単位	4 科目 12 単位

18 単位以上を修得

12 単位を修得

合計 30 単位以上を修得

+

修士論文を提出し
その審査並びに最終試験に合格

修了

高度実践柔道整復師コースの履修モデル

保健医療学研究科保健医療学専攻高度実践柔道整復師コース【履修モデル】

履修モデル① 高度の臨床技量(柔道整復術)を有する臨床現場の指導者の養成	
養成する人材	想定する就職先・進学先
運動器外傷に対する高度の医学知識と臨床的技量(柔道整復術)を有し、研究成果を臨床現場に還元・応用でき、将来、臨床現場の指導者として活躍する者	<ul style="list-style-type: none"> ・接骨院(院長候補者) ・柔道整復の臨床実習施設(臨床実習指導者の候補者) ・大学院博士課程

科目区分	授業科目	1年		2年		単位数	
		前期	後期	前期	後期		
共通科目	保健医療学研究法特論	○				2	8
	解剖学特論	○				2	
	医療統計学特論	○				2	
	スポーツ救急特論		○			2	
専門科目	運動器外傷学特論	○				2	12
	運動器外傷学演習		○			2	
	整復医療実践治療学特論	○				2	
	整復医療実践治療学演習		○			2	
	運動器スポーツ医学特論演習		○			2	
	柔道整復教育学特論演習		○			2	
特別研究	保健医療学特別演習Ⅰ	○				2	12
	保健医療学特別演習Ⅱ		○			2	
	保健医療学特別研究Ⅰ	○	○			4	
	保健医療学特別研究Ⅱ			○	○	4	
						合計	32

履修モデル② 柔道整復師養成施設(大学)の教員の養成							
養成する人材	想定する就職先・進学先						
柔道整復分野とその関連領域の高度の専門知識を有し、問題解決のための研究手法を理解し、科学的根拠に基づく治療法を実践でき、将来、柔道整復の教員として活躍する者	<ul style="list-style-type: none"> ・柔道整復師養成施設(大学)の教員 ・大学院博士課程 						
科目区分	授業科目	1年		2年		単位数	
		前期	後期	前期	後期		
共通科目	保健医療学研究法特論	○				2	8
	スポーツ生理学特論	○				2	
	医療統計学特論	○				2	
	スポーツ救急特論		○			2	
専門科目	運動器外傷学特論	○				2	10
	運動器外傷学演習		○			2	
	整復医療実践治療学特論	○				2	
	運動器スポーツ医学特論演習		○			2	
	柔道整復教育学特論演習		○			2	
	保健医療学特別演習Ⅰ	○				2	
特別研究	保健医療学特別演習Ⅱ		○			2	12
	保健医療学特別研究Ⅰ	○	○			4	
	保健医療学特別研究Ⅱ			○	○	4	

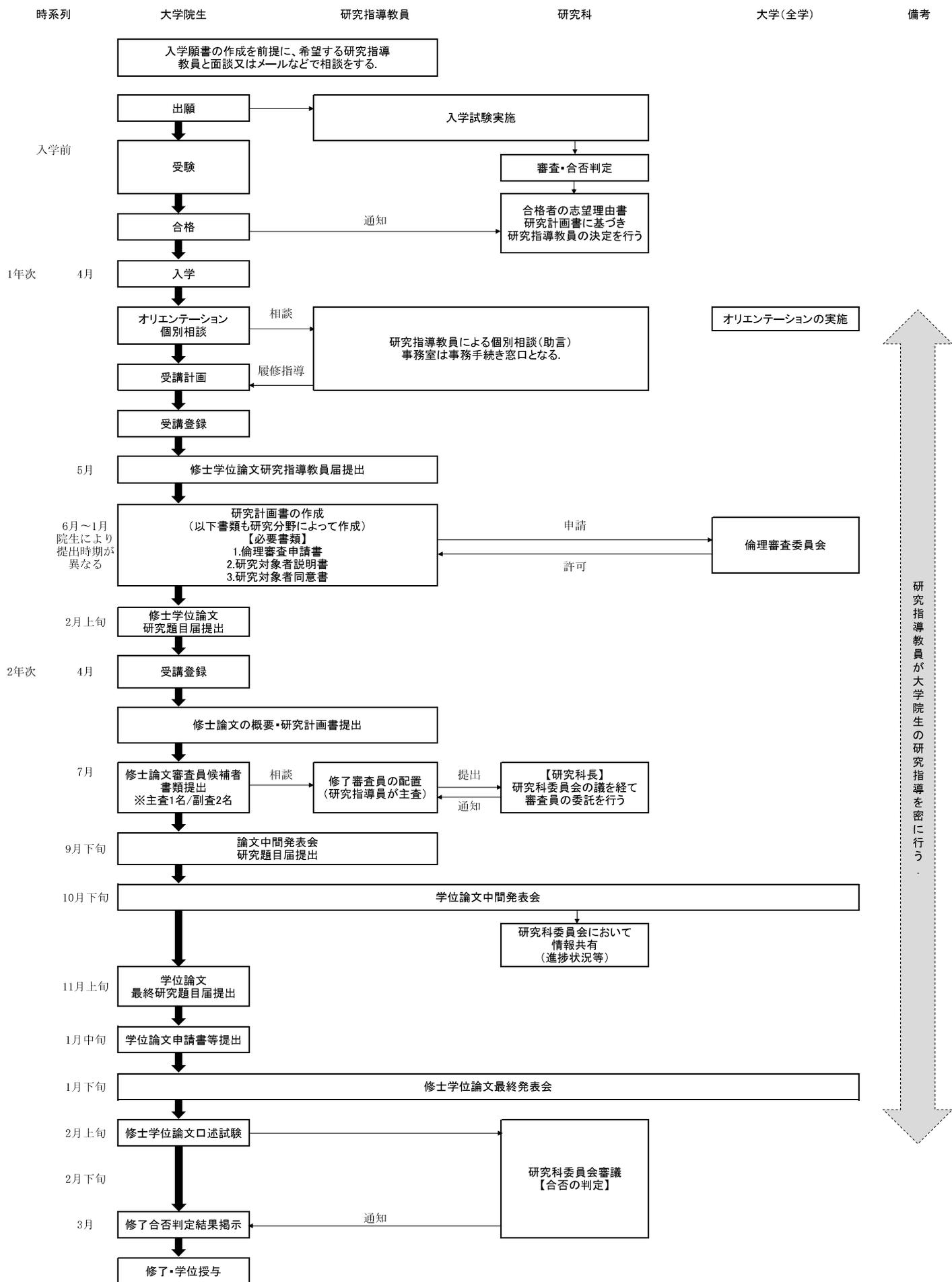
救急災害医療学コースの履修モデル

保健医療学研究科保健医療学専攻救急災害医療学コース【履修モデル】

履修モデル① 病院前救急救命・災害医療分野における指導者の養成(既設学科卒)						
養成する人材			想定する就職先・進学先			
救急システムの構築や救急救命処置、災害医療体制構築や災害医療において、科学的根拠に基づき実践し、臨床・教育現場で指導ができる人材			<ul style="list-style-type: none"> ・大学院博士課程 ・消防機関等の公的機関 ・医療機関 ・救急救命士養成施設の教員 			
科目区分	授業科目	1年		2年		単位数
		前期	後期	前期	後期	
共通科目	保健医療学研究法特論	○				2
	医療英語特論	○				2
	医療統計学特論	○				2
	スポーツ救急特論		○			2
専門科目	救急蘇生医学特論		○			2
	救急蘇生医学演習	○	○			2
	救急災害医学特論		○			2
	救急災害医学演習	○	○			2
	特殊災害医療特論演習			○	○	2
特別研究	保健医療学特別演習Ⅰ	○				2
	保健医療学特別演習Ⅱ		○			2
	保健医療学特別研究Ⅰ	○	○			4
	保健医療学特別研究Ⅱ			○	○	4
合計						30

履修モデル② 病院前救急救命・災害医療分野における指導者の養成(社会人)						
養成する人材			想定する就職先・進学先			
救急システムの構築や救急救命処置、災害医療体制構築や災害医療において、科学的根拠に基づき実践し、臨床・教育現場で指導ができる人材			<ul style="list-style-type: none"> ・大学院大学院博士課程 ・所属施設・機関の管理職 ・救急救命士養成施設の教員 			
科目区分	授業科目	1年		2年		単位数
		前期	後期	前期	後期	
共通科目	保健医療学研究法特論	○				2
	解剖学特論	○				2
	医療統計学特論	○				2
	スポーツ救急特論		○			2
専門科目	救急蘇生医学特論		○			2
	救急蘇生医学演習	○	○			2
	救急災害医学特論		○			2
	救急災害医学演習	○	○			2
	特殊災害医療特論演習			○	○	2
特別研究	保健医療学特別演習Ⅰ	○				2
	保健医療学特別演習Ⅱ		○			2
	保健医療学特別研究Ⅰ	○	○			4
	保健医療学特別研究Ⅱ			○	○	4
合計						30

研究指導体制フローチャート



日本体育大学学位規程

○日本体育大学学位規程（案）

昭和50年7月18日

理事会制定

（趣旨）

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条並びに日本体育大学学則(以下「大学学則」という。)第27条第2項及び日本体育大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第37条の規定により日本体育大学(以下「本学」という。)が授与する学位について、必要な事項を定める。

（学位の授与及び専攻分野の名称）

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士とし、専攻分野の名称は次のとおりとする。

一 学士の学位

体育学部 体育学

スポーツ文化学部 体育学

児童スポーツ教育学部 児童スポーツ教育学

保健医療学部

整復医療学科 整復医療学

救急医療学科 救急医療学

二 修士の学位

体育科学研究科博士前期課程 体育科学

教育学研究科博士前期課程 教育学

保健医療学研究科修士課程

高度実践柔道整復師コース 柔道整復学

救急災害医療学コース 救急災害医療学

三 博士の学位

体育科学研究科博士後期課程 体育科学

教育学研究科博士後期課程 教育学

（学士の学位授与の要件）

第3条 学士の学位は、大学学則第26条及び第27条の規定により、卒業の認定を受けた者に授与する。

（修士の学位授与の要件）

第4条 修士の学位は、大学院学則第29条の規定により、大学院研究科博士前期課程及び修士課程を修了した者に授与する。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位は、大学院学則第30条の規定により、大学院研究科博士後期課程(博士課程)を修了した者に授与する。

2 前項に規定する以外の者が論文を提出して、その審査に合格し、かつ、本学大学院博士後期課程を修了した者と同等以上の学力があると確認された場合には、大学院学則第36条第2項の規定により、博士の学位を授与することができる。

(論文の提出)

第6条 修士及び博士の学位の授与を申請する者は、学位申請書に論文(修士、博士とも1篇4通)を添えて学長に提出するものとする。

2 論文審査のために必要があるときは、参考資料の提出を求めることがある。

3 学位の授与を申請する者は、所定の論文審査手数料(別表1)を納付しなければならない。

4 提出した論文及び納付した論文審査手数料は、返還しない。

5 第1項に規定する学位申請書の様式及び論文の提出期日等については、別に定める。

(審査機関等)

第7条 修士及び博士の学位に係わる審査は、学位の種類により、大学院体育科学研究科委員会、大学院教育学研究科委員会、又は大学院保健医療学研究科委員会(以下、それぞれを「研究科委員会」という。)において行うものとする。

2 学長は、前条第1項の規定により論文の提出があったときは、体育科学研究科長、教育学研究科長、又は保健医療学研究科長(以下、それぞれを「研究科長」という。)に論文の審査及び最終試験の実施を付託するものとする。

(論文審査員の委嘱)

第8条 研究科長は、研究科委員会の議を経て、第4条の規定による者については3名以上を、第5条の規定による者については3名以上を、それぞれの論文審査員を委嘱する。

2 研究科長は、前項の論文審査員のうち1名を主査に任ずる。

(論文審査期間)

第9条 第4条及び第5条第1項の規定に係わる論文審査期間は3カ月以内とし、第5条第2項の規定に係わる論文審査期間は1年以内とする。ただし、特別の事情があるときは、研究科委員会の議を経て審査期間を延長することができる。

(最終試験及び学力の確認)

第10条 第4条及び第5条第1項の規定に係わる最終試験は、当該論文を中心としてこれに関連ある科目について、口答又は筆答により行うものとする。

- 2 第5条第2項の規定に係わる最終試験及び学力の確認は、当該論文を中心としてこれに関連ある科目及び外国語科目(1外国語科目以上)について、口答又は筆答により行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、論文審査員主査が申請者の経歴及び当該論文以外の業績を審査して、前項試験の全部又は一部を行う必要がないと認めたときは、当該博士後期課程の担当教員で構成する委員会(以下「博士委員会」という。)の承認を得て、その経歴及び業績の審査をもって、全部又は一部の試験に代えることができるものとする。

(論文審査等の結果報告)

第11条 論文審査等が終了したとき、論文審査員主査は、第4条又は第5条第1項の規定による者については論文審査の要旨及び最終試験の成績、第5条第2項の規定による者については論文審査の要旨及び最終試験の成績のほか学力の確認の結果を添えて、研究科長に報告しなければならない。

(学位授与の審議及び議決)

- 第12条 研究科委員会は、前条の報告に基づき、修士の学位授与の認定について議決する。
- 2 博士委員会は、前条の報告に基づき、博士の学位授与の認定について議決する。
 - 3 第1項の議決を行うには、研究科委員会委員(公務出張を命じられた者及び休職中の者を除く。)の3分の2以上が出席し、かつ、3分の2以上の賛成がなければならない。
 - 4 第2項の議決を行うには、博士委員会(公務出張を命じられた者及び休職中の者を除く。)の3分の2以上が出席し、かつ3分の2以上の賛成がなければならない。

(学位授与の審議の結果報告)

第13条 研究科長は、前条により学位を授与できる者を認定したときは、その氏名、論文審査の要旨及び最終試験の結果を学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

- 第14条 学長は、前条の報告に基づき課程修了の可否を裁定し、修士及び博士の学位の授与を決定する。
- 2 学長は、修士及び博士の学位を授与すべき者には所定の学位記を授与し、授与できない者にはその旨を通知する。

(論文要旨等の公表)

第15条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

第16条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位

の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、当該学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

第17条 本学の学位を授与された者が、当該学位の名称を用いるときは、「日本体育大学」と付記するものとする。

(学位の取消)

第18条 本学より学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは学長は、学位の種類により、教授会、研究科委員会及び博士委員会のいずれかの議を経て学位を取り消し、学位記を返付させ、その旨を公表することができる。

- 2 前項の議決を行う場合は、第12条の規定を準用する。この場合において同条中第1項「研究科委員会」とあるのは、学士の学位の取消しにあつては「教授会」と読み替えるものとする。

(学位記の様式)

第19条 学位記の様式は別表2のとおりとする。

- 2 公印印影は、公印取扱規程により印刷をもって代えることができる。

(規程の改廃)

第20条 この規程の改廃は、学部長会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、昭和50年7月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年1月22日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成12年7月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成12年12月15日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成17年10月28日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この規程は、平成20年3月21日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の幼児教育保育料の学位は、平成18年4月1日以降の入学生から適用し、平成17年度以前の保育科入学生については、なお従前の例による。

附 則

(施行日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成25年8月30日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

<別表1>

学位論文の種類	審査手数料	
修士の論文	20,000円	
課程博士の論文	100,000円(注1)	
論文博士の論文	予備審査手数料	10,000円
	本審査手数料	300,000円(注2)

注1 本学の博士課程単位取得満期退学者(退学後3年以内) 120,000円

注2—1

- ア 本学以外の大学卒業者 300,000円
- イ 本学以外の修士学位取得者 200,000円

2

- ア 本学卒業者 200,000円
- イ 本学の修士学位取得者 150,000円

3 本学教職員 100,000円

〈別表2〉 1 学部を卒業した場合(第3条及び第19条関係)

大学印 第 号	学位記	氏 名 年 月 日生
大学印 (印影の印刷)		
本学〇〇学部〇〇学科(専攻)所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め 学士(〇〇)の学位を授与する		
平成 年 月 日 日本体育大学長 氏 名	印	
(印影の印刷)		

(注) 学位記は、用紙A4サイズ横書きとする。

2 大学院の課程を修了した場合(第4条、第5条第1項及び第19条関係)

大学印 第 号	学位記
------------	-----

氏 名 年 月 日生		
◆		
上記研究科長の認定により博士前(後)期課程修了を認め 修(博)士(〇〇)の学位を授与する		
平成 年 月 日 日本体育大学長 氏 名	印	
(印影の印刷)		

(注) 学位記は用紙A4サイズ横書きとする。

3 論文提出による場合(第5条第2項及び第19条関係)

学位記		大学印 第 号
		氏 名 年 月 日生
◆		
上記研究科長の認定により博士(〇〇)の学位を授与する		
平成 年 月 日 日本体育大学長 氏 名	印	
(印影の印刷)		

(注) 学位記は用紙 A4 サイズ横書きとする。

倫理審査委員会規程

○倫理審査委員会規程

平成18年3月7日

教授会制定

第1条 委員会規程第2条に基づき、倫理審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第2条 委員会は、社会的コンセンサスが必要とされている実験・調査研究における生命倫理、ライフサイエンスに係る安全対策・取組み並びに微生物、毒物・劇物等の管理、安全確保及び実験装置等の適正な管理を図ることを目的とする。

第3条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) ヒトを対象とした研究等の実施計画に基づく倫理上の審査に関する事項
- (2) ヒトゲノム・遺伝子解析研究計画の審査、研究の変更及び中止に関する事項
- (3) 遺伝子組換え実験等の計画の審査、研究の変更及び中止等に関する事項
- (4) 人体機能測定装置等の使用統制及び安全に関する事項
- (5) 毒物及び劇物等の取扱いに関する事項
- (6) 動物実験計画の審査、研究の変更及び中止に関する事項
- (7) 医用廃棄物及び実験廃棄物の取扱い、処理に関する事項
- (8) 微生物の取扱いに関する事項(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)で規制される特定病原体等は取扱わないものとする。ただし、人を発病させるおそれほとんどないものとして厚生労働大臣が指定するものを除く。)
- (9) 緊急事態に対応する措置に関する事項

第4条 委員会は、次の号に掲げる者をもって組織し、学長が委嘱する。

- (1) 副学長
- (2) 学部長
- (3) 研究科長
- (4) 体育学部各学科 1名
- (5) 教養・教職科 1名
- (6) 体育科学研究科各学系 1名
- (7) スポーツ文化学部各学科 1名
- (8) 児童スポーツ教育学科各コース 1名
- (9) 保健医療学部各学科 1名
- (10) 教育学研究科1名
- (11) 総合スポーツ科学研究センター長
- (12) 体育研究所長
- (13) オリンピックスポーツ文化研究所長
- (14) ハイパフォーマンスセンター長
- (15) コーチングエクセレンスセンター長
- (16) スポーツ・トレーニングセンター長
- (17) 健康管理センター長
- (18) 企画部長

(19) 管理部長

(20) その他学長が必要と認めた者 若干名

第5条 必要に応じ委員会に、重要事項を審議するため専門委員会を置くことができる。

第6条 委員会の庶務は、総合スポーツ科学研究センター事務室及び管理部施設課が処理する。

第7条 この規程の改廃は、学部長会の議を経て学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 医用・実験廃棄物取扱内規(平成9年10月13日学長裁定)第4条による医用・実験廃棄物管理委員会は廃止する。

3 人間を対象とした研究に関する倫理委員会規程(平成9年10月13日教授会制定)は廃止する。

4 動物実験委員会規程(平成9年10月13日教授会制定)は廃止する。

5 人体機能測定装置等管理規程(平成9年10月13日教授会制定)は廃止する。

附 則

この規程は、平成18年6月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年10月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成26年6月4日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

日本体育大学ヒトを対象とした実験等に関する規程

○日本体育大学人を対象とする研究に関する規程

平成19年9月21日

学長裁定

(目的)

第1条 この規程は日本体育大学（以下「本学」という。）において行われる人を対象とする研究に関し必要な事項を定め、人間の尊厳と人権を重んじ、社会の理解と協力が得られる適切な研究が実施されることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「部局長」とは、学部、大学院研究科、総合スポーツ科学研究センター、体育研究所、スポーツ・トレーニングセンターの長をいう。
- (2) 「所属長」とは、学科長、大学院研究科学系主任をいう。
- (3) 「研究実施者」とは、人を対象とする研究を計画し、及び実施する者をいう。
- (4) 「研究実施責任者」とは、研究実施者のうち、本学の専任教員で研究の実施に関する業務を統括するものをいう。
- (5) 「提供者」とは、研究のため個人の情報等を提供する者をいう。

(研究の基本)

第3条 人を対象とする研究を行う者は、生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、科学的及び社会的に妥当な方法及び手段で、その研究を遂行しなければならない。

2 研究実施者が、個人の情報等の収集又は採取を行う場合は、安心及び安全な方法で行い、提供者の身体的、精神的負担及び苦痛を最小限にするよう努めなければならない。

(研究実施者の説明責任)

第4条 研究実施者は、個人の情報等を収集又は採取するときは、提供者に対して研究目的、研究成果の発表方法及び研究計画等について、「説明書」（様式2）を作成し、わかりやすく説明しなければならない。

2 研究実施者は、個人の情報等を収集又は採取するにあたり、提供者に対し何らかの身体的、精神的負担もしくは苦痛を伴うことが予見される場合、その予見される状況をできるだけ、わかりやすく説明しなければならない。

(提供者の同意)

第5条 研究実施者が、個人の情報等を収集又は採取するときは、原則として、予め提供者の同意を得るものとする。

- 2 「提供者の同意」には、個人の情報等の取扱い及び発表の方法等に関わる事項を含むものとする。
- 3 研究実施者は、提供者から当該個人の情報等の開示を求められたときは、これを開示しなければならない。
- 4 研究実施者は、提供者が同意する能力がないと判断される場合は、提供者に代わり同意をすることができる者から同意を得なければならない。
- 5 提供者からの同意は、「同意書」(様式3)により行うものとし、研究実施者は、その記録を研究終了後又は研究成果公表後、適切な期間保管しなければならない。
- 6 研究実施者は、提供者が同意を撤回したときは、当該個人の情報等を廃棄しなければならない。

(第三者への委託)

第6条 研究実施者が第三者に委託して、個人の情報等を収集又は採取する場合は、この規程の趣旨に則った契約を交わして行わなければならない。

- 2 研究実施者は、必要があるときは、研究目的等を提供者に直接説明しなければならない。

(授業等における収集又は採取)

第7条 研究実施者が、授業、演習、実技、実験及び実習等の教育実施の過程において、研究のために学生から個人の情報等の提供を求めるときは、原則として予め同意を得るものとする。

- 2 研究実施者は、個人の情報等の提供の有無により、学生の成績評価において不利益を与えてはならない。

(学長の責務)

第8条 学長は、当該研究の適正な実施に関する業務を統括する。

(部局の長の責務)

第9条 部局の長は、国の指針及び本規程に基づき、当該研究の適正な実施に関し、管理及び監督をしなければならない。

(審査申請書の申請)

第10条 研究実施責任者は、当該研究を実施する場合は、「人を対象とする研究倫理審査申請・研究計画書」(様式1)により、また承認を受けた研究計画を変更する場合は、「人を対象とする研究計画変更・追加申請書」(様式4)により、研究実施責任者が所属する部局の長を経由して、学長に申請する。

- 2 学長は、前項の申請書等を受理したときは、速やかに倫理審査委員会(以下「委員会」という。)にその審査を付託する。

(審査の基準)

第11条 審査における基準は、この規程に定めるもののほか、関連する法令及び所轄庁の指針等によるものとする。

2 ゲノム研究を審査するときは、日本体育大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する規則によるものとする。

(審査方法)

第12条 委員会が第10条に定める審査の付託を受けたときは、申請書等に基づき審査を行う。

2 委員会は、必要あるときは研究実施責任者を委員会に出席させ、申請内容等の説明を求めることができる。

3 委員会は、審査の経過を勘案して、研究実施責任者に対して研究計画等の変更を勧告することができる。

4 申請された申請書等の審査結果は、次の各号に掲げる表示により行う。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 変更の勧告
- (4) 不承認
- (5) 非該当

(審査の結果)

第13条 委員会は、審査結果及びその内容を学長に報告する。

2 学長は、委員会から報告を受け、研究実施の可否を決定した場合は、審査の結果を、「倫理審査結果通知書」(様式5)により、部局の長を経由して速やかに研究実施責任者に通知する。

3 審査の倫理審査結果通知書には、その理由を付記する。

4 審査の経過及び結果は、文書で記録し、及び保存し、委員会が必要と認めるときは、公表することができる。

(研究計画等の変更)

第14条 実施責任者が、第12条第4項第1号及び第2号の判定を受けた申請書等において、第11条に定める審査基準に関わる事項の変更をしようとするときは、その変更について委員会の承認を得なければならない。

2 前項の委員会の承認の方法については、第12条から第13条までの規定を準用する。

(再審査)

第15条 審査の判定に異議のある研究実施責任者は、異議の根拠となる資料を添えて、学長に再審査の申請をすることができる。

2 再審査の申請の手続については、第10条の規定を準用する。

(実施状況報告)

第16条 研究実施責任者は人を対象とする研究が終了又は中止になったときは、速やかに「人を対象とする研究に関する実施報告書」(様式6)を学長に提出しなければならない。

2 単年度を超える研究の場合は、年度ごとに報告することとする。

(自己点検・評価及び検証)

第17条 学長は、委員会に基本方針等への適合性に係る自己点検及び評価を実施させるものとする。

2 委員会は、人を対象とする研究の実施に関する自己点検及び評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

3 委員会は、研究実施責任者に自己点検及び評価のための資料を提出させることができる。

4 学長は、自己点検及び評価の結果について、本学以外のものによる検証をうけるように努めるものとする。

(情報公開)

第18条 学長は、本学における人を対象とする研究の実施に関する情報を、適切な方法により公表しなければならない。ただし、産業財産権の取得等合理的な理由のため公表に制約のある場合は、その期間内において公表しないものとすることができる。

(事務)

第19条 人を対象とする研究に関する事務は、総合スポーツ科学研究センターが行う。

(補足)

第20条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

(改廃)

第21条 この規程の改廃は、委員会、学部長会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成19年9月21日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

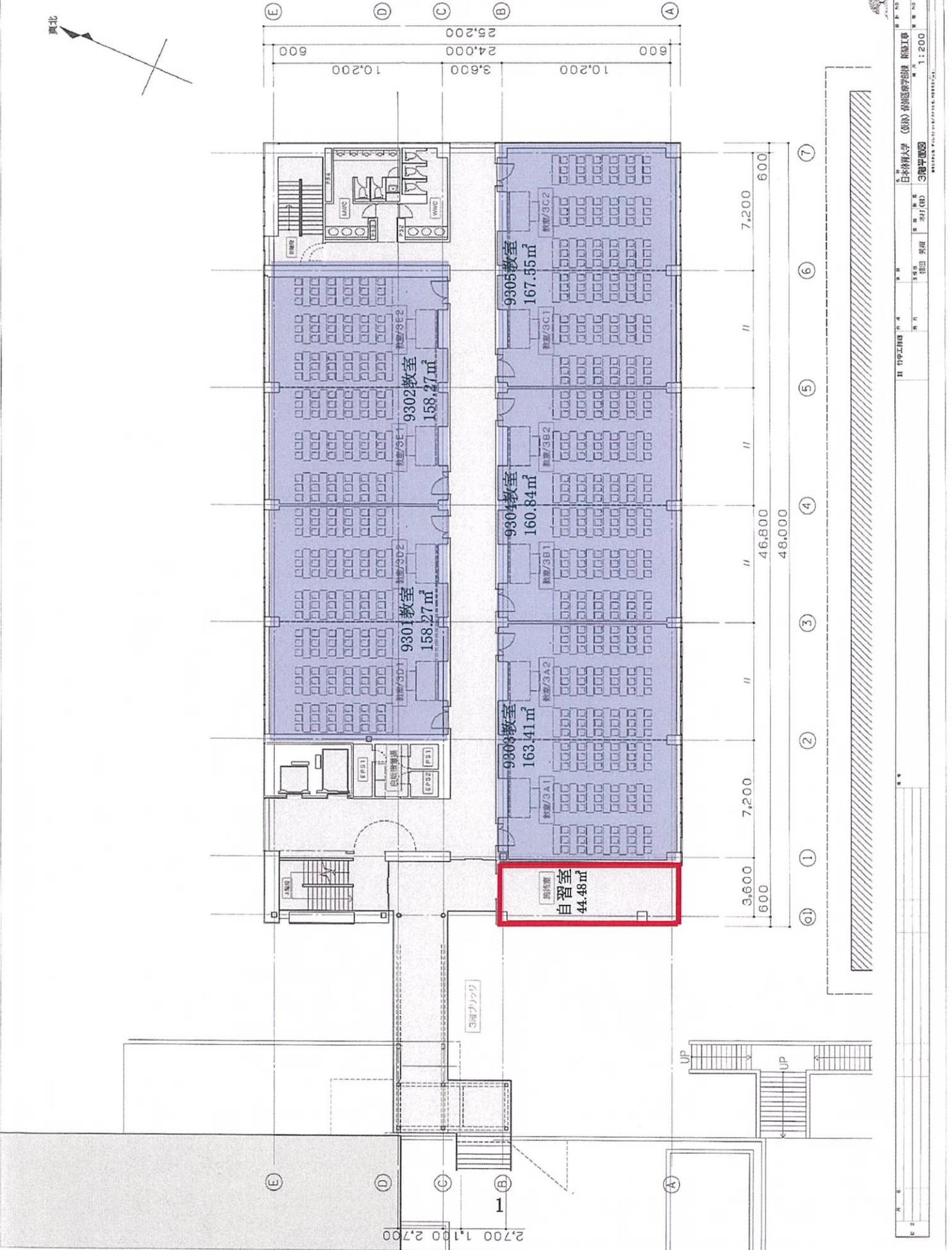
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

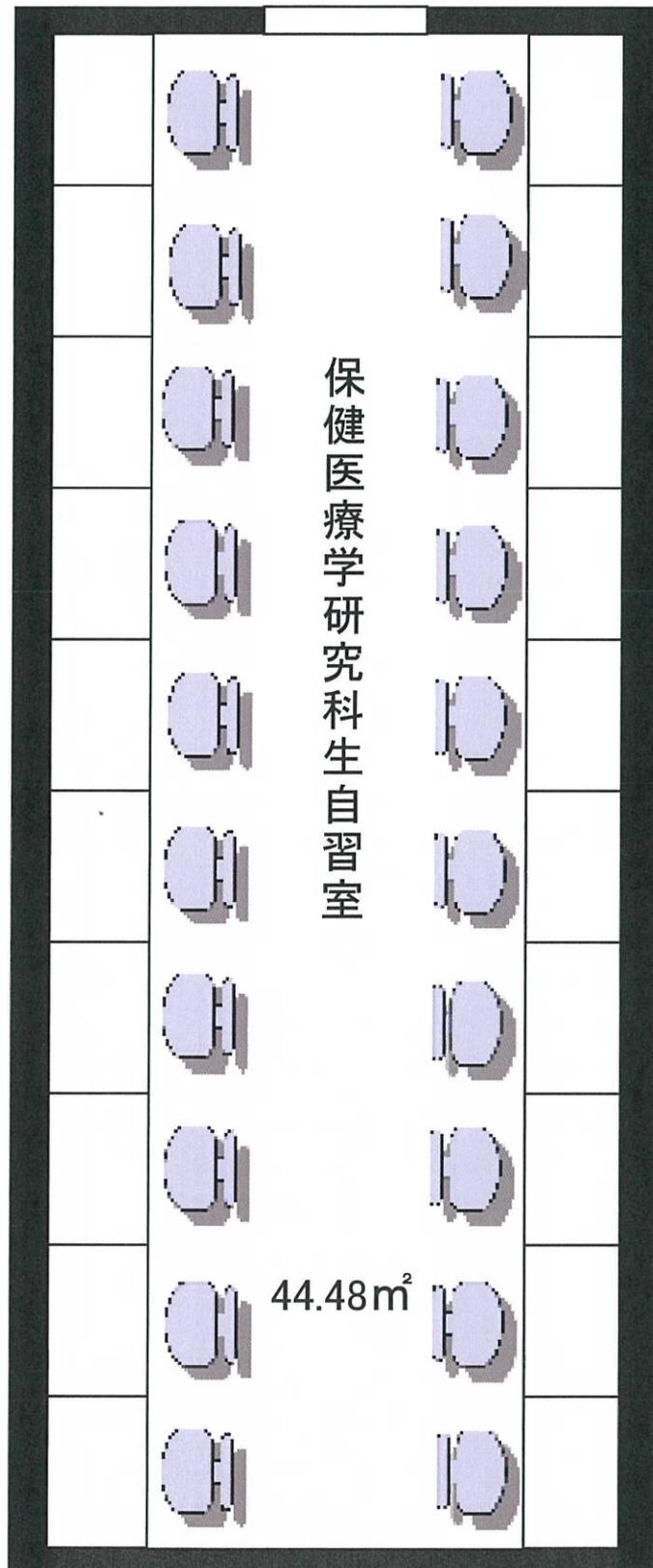
(施行日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

自習室・相談室の平面図

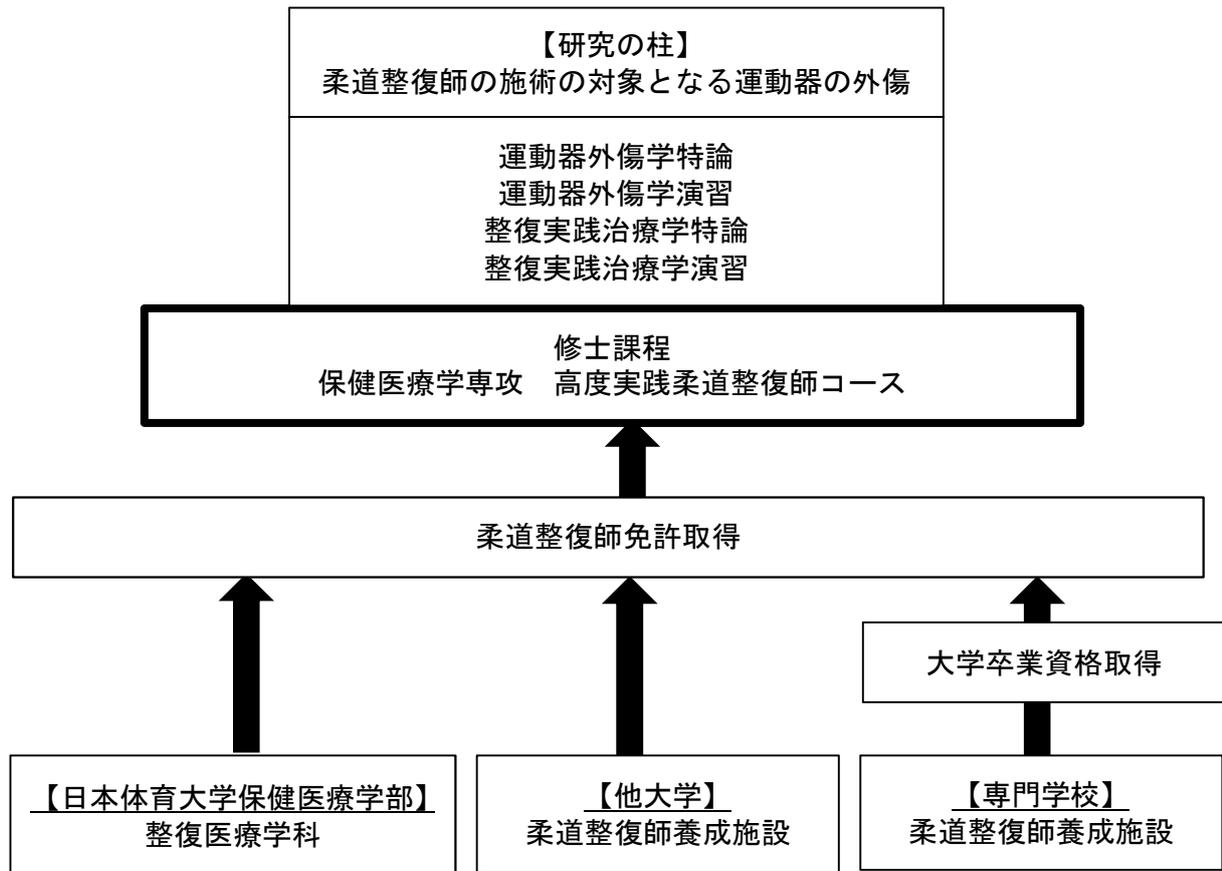


9号館3階自習室（9354室）図面



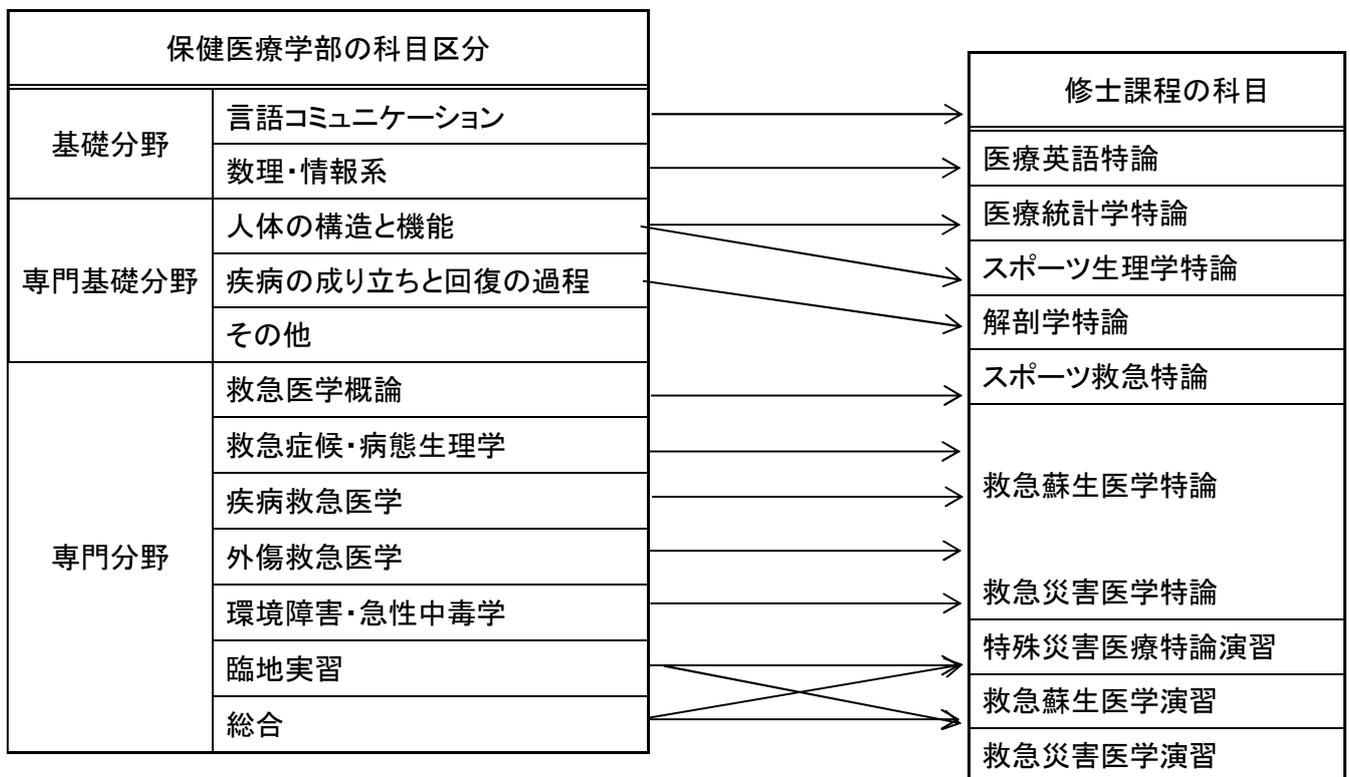
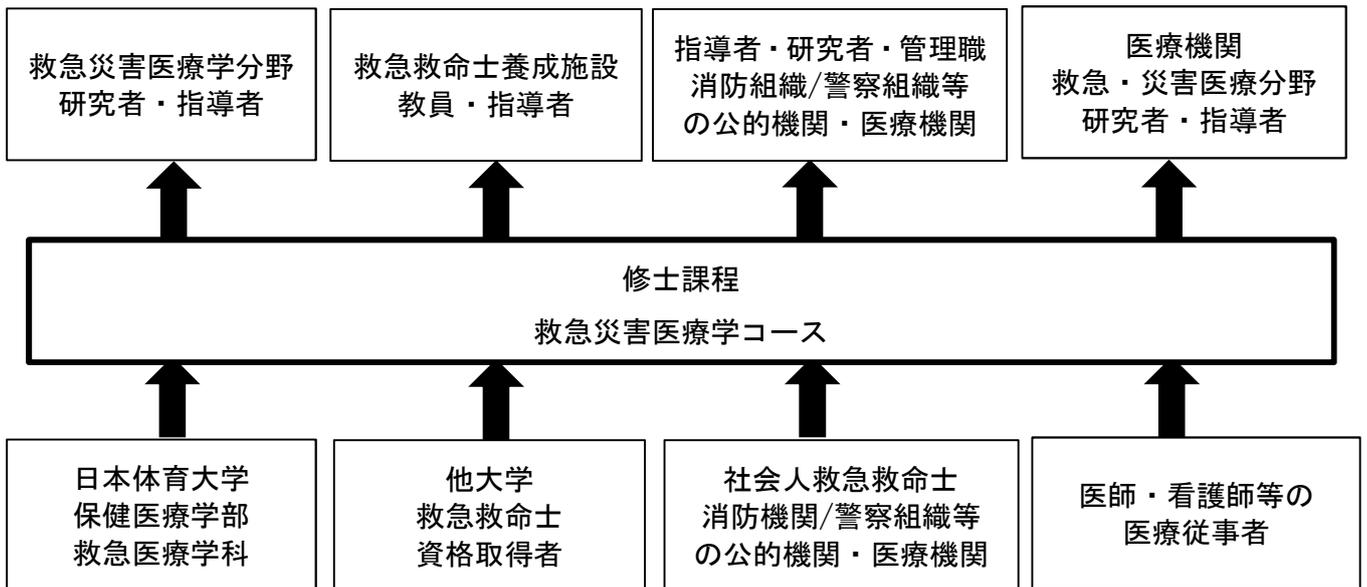


基礎となる学部との関係（高度実践柔道整復師コース）



保健医療学部の科目区分			修士課程の科目	
基礎分野	言語コミュニケーション	→	医療英語特論	
	数理・情報系	→	医療統計学特論	
	その他	→		
専門基礎分野	人体の構造と機能	→	スポーツ生理学特論	
		→	解剖学特論	
	疾病と傷害	→	運動器スポーツ医学特論演習	
		→	スポーツ救急特論	
その他	→			
専門分野	基礎柔道整復学	→	運動器外傷学演習	
	臨床柔道整復学	→	運動器外傷学特論	
	柔道整復実技	→	整復医療実践治療学特論	
	臨床実習	→	整復医療実践治療学演習	
	総合	→	柔道整復教育学特論演習	

基礎となる学部との関係（救急災害医療学コース）



授業時間割モデル

共通科目			高度実践柔道整復師コース 専門科目		救急災害医療学コース 専門科目		特別研究					
<前学期>												
時限	開始時間	終了時間	月		火		水		木		金	
			科目名称	学年	科目名称	学年	科目名称	学年	科目名称	学年	科目名称	学年
1限	9:00	10:30										
2限	10:40	12:10										
3限	13:00	14:30										
4限	14:40	16:10										
5限	16:20	17:50										
6限	18:00	19:30	解剖学特論 (小林) 9202A教室	1					医療英語特論 (秋山) 9202A教室	1	運動器外傷学特論 (平沼、清水) 9402ゼミ室	1
7限	19:40	21:10	整復医療実践治療学特論 (伊藤、久保山) 9402ゼミ室	1					医療統計学特論 (木村) 9202A教室	1	スポーツ生理学特論 (中里) 9202A教室	1
集中 (教員と開講曜日等を調整して行う科目)												
保健医療学研究法特論 (中里) 9202A教室	1	救急蘇生医学演習 (山本、小川、鈴木) 9103臨地実習室、研修先	1	救急災害医学演習 (山本、小川、鈴木) 9103臨地実習室、研修先	1	特殊災害医療特論演習 (山本、小川、鈴木) 9103臨地実習室	2					
保健医療学特別演習Ⅰ (平沼、清水)	1	保健医療学特別演習Ⅰ (伊藤、久保山)	1	保健医療学特別演習Ⅰ (山本、鈴木)	1	保健医療学特別演習Ⅰ (小川、川上)	1	保健医療学特別演習Ⅰ (中里、岡田)	1	保健医療学特別演習Ⅰ (小林、遠藤)	1	
保健医療学特別演習Ⅱ (平沼、清水)	1	保健医療学特別演習Ⅱ (伊藤、久保山)	1	保健医療学特別演習Ⅱ (山本、鈴木)	1	保健医療学特別演習Ⅱ (小川、川上)	1	保健医療学特別演習Ⅱ (中里、岡田)	1	保健医療学特別演習Ⅱ (小林、遠藤)	1	
保健医療学特別研究Ⅰ (平沼、清水)	1	保健医療学特別研究Ⅰ (伊藤、久保山)	1	保健医療学特別研究Ⅰ (山本、鈴木)	1	保健医療学特別研究Ⅰ (小川、川上)	1	保健医療学特別研究Ⅰ (中里、岡田)	1	保健医療学特別研究Ⅰ (小林、遠藤)	1	
保健医療学特別研究Ⅱ (平沼、清水)	2	保健医療学特別研究Ⅱ (伊藤、久保山)	2	保健医療学特別研究Ⅱ (山本、鈴木)	2	保健医療学特別研究Ⅱ (小川、川上)	2	保健医療学特別研究Ⅱ (中里、岡田)	2	保健医療学特別研究Ⅱ (小林、遠藤)	2	
<後学期>												
時限	開始時間	終了時間	月		火		水		木		金	
			科目名称	学年	科目名称	学年	科目名称	学年	科目名称	学年	科目名称	学年
1限	9:00	10:30										
2限	10:40	12:10										
3限	13:00	14:30										
4限	14:40	16:10										
5限	16:20	17:50			柔道整復教育学特論演習 (福島) 9101実技実習室	1						
6限	18:00	19:30			運動器スポーツ医学特論演習 (平沼、小川、清水) 9101実技実習室	1					救急蘇生医学特論 (山本、小川、川上、鈴木) 9402ゼミ室	1
7限	19:40	21:10			スポーツ救急特論 (平沼、小川、遠藤) 9202A教室	1					救急災害医学特論 (山本、小川、鈴木) 9402ゼミ室	1
集中 (教員と開講曜日等を調整して行う科目)												
運動器外傷学演習 (伊藤) 9101実技実習室	1	整復医療実践治療学演習 (伊藤、久保山) 9101実技実習室	1	救急蘇生医学演習 (山本、小川、鈴木) 9103臨地実習室、研修先	1	救急災害医学演習 (山本、小川、鈴木) 9103臨地実習室、研修先	1	特殊災害医療特論演習 (山本、小川、鈴木) 9103臨地実習室	2			
保健医療学特別演習Ⅰ (平沼、清水)	1	保健医療学特別演習Ⅰ (伊藤、久保山)	1	保健医療学特別演習Ⅰ (山本、鈴木)	1	保健医療学特別演習Ⅰ (小川、川上)	1	保健医療学特別演習Ⅰ (中里、岡田)	1	保健医療学特別演習Ⅰ (小林、遠藤)	1	
保健医療学特別演習Ⅱ (平沼、清水)	1	保健医療学特別演習Ⅱ (伊藤、久保山)	1	保健医療学特別演習Ⅱ (山本、鈴木)	1	保健医療学特別演習Ⅱ (小川、川上)	1	保健医療学特別演習Ⅱ (中里、岡田)	1	保健医療学特別演習Ⅱ (小林、遠藤)	1	
保健医療学特別研究Ⅰ (平沼、清水)	1	保健医療学特別研究Ⅰ (伊藤、久保山)	1	保健医療学特別研究Ⅰ (山本、鈴木)	1	保健医療学特別研究Ⅰ (小川、川上)	1	保健医療学特別研究Ⅰ (中里、岡田)	1	保健医療学特別研究Ⅰ (小林、遠藤)	1	
保健医療学特別研究Ⅱ (平沼、清水)	2	保健医療学特別研究Ⅱ (伊藤、久保山)	2	保健医療学特別研究Ⅱ (山本、鈴木)	2	保健医療学特別研究Ⅱ (小川、川上)	2	保健医療学特別研究Ⅱ (中里、岡田)	2	保健医療学特別研究Ⅱ (小林、遠藤)	2	

○日本体育大学及び日本体育大学大学院自己点検・評価等委員会規程

平成17年12月16日

理事会制定

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人日本体育大学自己点検・評価等に関する規程第5条に基づき、日本体育大学及び日本体育大学大学院(以下、合わせて「本学」という。)が自己点検・評価を行うため又は認証評価を受けるために設置する日本体育大学及び日本体育大学大学院自己点検・評価等委員会(以下「委員会」という。)について、必要な事項を定める。

(委員会)

第2条 委員会は、本学における教育及び研究等の活動について、自己点検・評価の実施項目、内容、方法及び結果の活用方法の具体策を策定し、自己点検・評価の実施及び推進に当たる。

2 委員会は、認証評価を受けるための資料作成に当たる。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 大学院研究科長
- (5) 事務局長
- (6) その他学長が推薦する者 若干名

(委員の任期)

第4条 前条第6号の委員の任期は、4年とし、再任を妨げない。

(委員会の委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長は学長、副委員長は副学長又は学部長の中から委員長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は議長となる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要と認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会に、自己点検・評価及び認証評価に関して、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営等に関しては、学長が別に定める。

(庶務)

第8条 委員会及び専門部会の庶務は、企画部課程・評価課において処理する。

(規程の改正)

第9条 この規程の改正は、学部長会の議を経て理事長が行う。

附 則

1 この規程は、平成17年12月16日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、平成7年4月1日施行の日本体育大学自己点検・評価委員会規程、日本体育大学大学院自己点検・評価委員会規程及び日本体育大学女子短期大学部自己点検・評価委員会規程は、廃止する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成18年7月21日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、改正の日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この規程は、平成25年12月20日から施行する。

(下位規程の失効)

2 この規程の効力発生に伴い、日本体育大学及び日本体育大学大学院並びに日本体育大学女子短期大学部自己点検・評価委員会規程細則は、効力を失う。

附 則

(施行日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

○FD委員会規程

平成18年3月7日

教授会制定

第1条 委員会規程第2条に基づき、FD(ファカルティ・ディベロップメント)委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第2条 委員会は、教育理念及び教育目標に基づき、教育活動、教授法及び教員の相互研鑽の支援並びに教育効果などに関して恒常的に検討を行い、教員の資質の向上を図ることを目的とする。

第3条 委員会は、次の事項について審議し、実施する。

- (1) FDに関する企画及び調査に関する事項
- (2) FDに関する報告書等の作成に関する事項
- (3) その他FDに関する活動を促進するための事項

2 委員会は、前項の事項を審議・実施するにあたり、他の本学委員会に委嘱することができるものとする。

第4条 委員会は、次の号に掲げる者をもって組織し、学長が委嘱する。

- (1) 副学長
- (2) 体育学部各学科 1名
- (3) スポーツ文化学部各学科 1名
- (4) 児童スポーツ教育学科各コース 1名
- (5) 保健医療学部各学科 1名
- (6) 大学改革推進室長
- (7) 企画部長
- (8) 企画部課程・評価課長
- (9) その他学長が必要と認めた者 若干名

第5条 必要に応じ委員会に、重要事項を審議するため専門委員会を置くことができる。

第6条 委員会の庶務は、企画部課程・評価課が処理する。

第7条 この規程の改廃は、学部長会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

日体大事務職員人材育成基本方針

『目指せ！大学運営・学生サービスのプロを！』

日本体育大学の発展、有為な学生の育成支援、地域社会の活性化に寄与し続ける事務職員を目指す。

人材育成基本方針の意義

少子高齢化、高等教育の高度化、多様化、さらには大学のユニバーサル化・グローバル化が進展する現代社会において、大学における事務職員（以下「職員」という。）の役割の重要性が増してきている。これに対応して大学運営を円滑に進めていくためには、従来にも増して、高度な知識や能力、資質が要求されてくることは必然と言うべきである。

それを達成していくためには、職員のやる気を喚起し、人材の育成、能力の向上を基本に据えた人事制度改革を推進することにより、職員自らが資質向上を図り、能力を最大限に発揮し、活力に満ちた職場風土のもとに職務を遂行する必要がある。特に日本体育大学（以下「本学」という。）が掲げる「建学の精神」「ミッション」「ヴィジョン」の実現に向けて、学生が主役となる体育・スポーツの総合大学として持続的発展をしていくためには、ステークホルダーの期待に応え、教員と協働しながら大学の運営管理における重要事項決定に係るプロセスの中核を担う人材として参画し、大学発展の推進役を果たすという使命感を持って職務を遂行する「大学運営・学生サービスのプロフェッショナル」になることが重要である。

日体大事務職員人材育成基本方針は、時代の要請に応え得る職員の育成について、その基本的な考え方や方向性等を具体的に示し、より計画的、総合的に人材育成を推進していくために策定するものである。

目指すべき人材育成

1. 人材育成の基本理念と求められる職員像

求められる職員像は、新しい時代の変化・要請に対応できる資質、能力を備え、学生・教員・地域社会の期待に応える使命感、プロ意識にあふれ、全ての職員が自己形成の目標にすべきものであるとともに、人材育成の目標とするものである。

【人材育成基本理念】

- ① 学生・教員・地域社会の期待に応える使命感、プロ意識にあふれた職員の育成
- ② 活力に満ちた職場風土の醸成
- ③ 職員のやる気を尊重し、その成長を応援するシステムの確立

〔求められる職員像〕

学生支援、教員支援、地域社会活性化に貢献し続ける職員

大学職員のプロになるには

【行動目標】

- 見よう・・・学生、教員、保護者、地域住民の視点を持つ
- 聴こう・・・学生、教員、地域住民の声を聴き、共に考える
- 感じよう・・・時代の流れ、情報をつかむ
- 考えよう・・・斬新で効果的なアイデアを出す
- 動こう・・・受け身から脱皮し、行動力を発揮する
- 変わろう・・・勇気と情熱を持って革新する
- 磨こう・・・個性を大切にし、才能の芽を伸ばす

質の高い大学、期待される大学を実現するための課題は、学生や教員、あるいは地域住民の理解と参加を得て、大学自らの責任においてスピーディに解決していくことが必要であり、大学運営を担う職員一人ひとりの意欲と能力の差が、大学間格差につながりかねない時代を迎えている。また、財源確保が厳しい状況の中で、簡素で効率的な運営を図り、学生支援、教員支援、地域貢献の向上をいかに図るかが重要な課題となっている。

このような状況の中で、職員に求められる能力を更にレベルアップしていくことが必要となっている。

2. 職位に求められる役割

(1) 幹部職の役割

〔次長〕

- 事務局長の補佐役として、事務局全般の業務及び職員の人事管理において総合的な調整を行うとともに、各種施策について積極的な提案を行う。

〔大学改革推進室長〕

- 学長の補佐役として、大学改革に関わる全般の情報収集に努めるとともに、大学全体の運営状況を的確に把握し、学長に対して積極的な提案を行う。

〔部長、統括〕

- 担当部門の長として、部下の指導統制に努めるとともに、当該部門の目標を設定し、その実現のために部下を指揮する。
- 大学に関わる全般の情報収集に努め、上長に対して各種施策の積極的な提案を行う。

(2) 管理職の役割

[課長、事務長、IR室長補佐]

- ・ 大学に関わる全般の情報収集に努め、上長に対して各種施策の積極的な提案を行う。
- ・ 担当部署の目標を設定し、その達成のために方向性を示し、事務業務の管理を行い、当該部署を代表して対外的な調整を行うとともに、部署内の問題点等を把握し、部下へ対応を指示する。
- ・ 部下に対して、積極的な目標に向けて動機付けを行うとともに、計画的、継続的な育成を行う。

(3) 監督職の役割

[課長補佐、事務長補佐]

- ・ 所属部署の目標を意識しながら、具体的な事務業務の執行に関して課長・事務長を補佐し、意思疎通を図りながら積極的な提案を行う。
- ・ 所属部署の事務業務について、部署内の実務的な統括を行い、問題点を把握し、積極的な調整を行い、組織連携活動を推進する。
- ・ 部下の状況を把握し、職務を通じて具体的な指導を行う。
- ・ 特定の事務業務を担当する場合においては、当該事務業務に関して成果を出せるように行動する。

[主任]

- ・ 所属部署の方針、目標を達成するため、事務業務の実施責任者として業務を計画的に遂行し、常にその進捗状況を把握し、課長、課長補佐あるいは事務長、事務長補佐に報告を行うとともに、適切な判断に必要な情報提供や意見具申を行い、積極的な補佐を行う。
- ・ 部下に仕事を割り当て、育成の観点を含め適切な指導を行うとともに、日常業務に問題意識を持ち、関係者に働きかけ、業務改善を行う。
- ・ 部下職員が配置されていない場合においては、自己管理、自己統制を行い、上長から指示された主任としての職務について成果が出せるように取り組む。

(4) 一般職の役割

[一般職]

- ・ 所属部署の方針、目標を理解し、適正かつ迅速に業務を遂行するとともに、執行状況について主任（主任がいない場合は上長に）に報告を行う。
- ・ 事務改善に留意するとともに、業務に必要な知識、技能を深め、積極的な自己啓発に努める。

3. 職位別に求められる能力

		一般職	監督職	管理職	幹部職
		(書記、主事補)	主任、補佐	課長、事務長	部長、統括等
求 め ら れ る 能 力	達成行動	ステークホルダー指向性 状況対応力 効率・効果指向性 達成志向性	ステークホルダー指向性 状況対応力 効率・効果指向性 企画・創造的行動力 達成志向性	ステークホルダー指向性 状況対応力 効率・効果指向性 リスクテイキング力 変革推進力	ステークホルダー指向性 状況対応力 効率・効果指向性 リスクテイキング力 変革推進力
	思考・判断	情報の収集・活用力 論理的思考力 理解力	情報の収集・活用力 論理的思考力 分析・課題探求力 判断・決断力	計画の立案・調整力 分析・課題探求力 判断・決断力	洞察力 ビジョン・戦略の立案力 判断・決断力
	チームマネジメント	チームワーク	チームワーク 人材育成力	リーダーシップ 人材育成力 組織成果責任	リーダーシップ コーディネート力 組織成果責任
	対人能力	説得・折衝力 信頼感	説得・折衝力 信頼感	説得・折衝力 人脈構築力	説得・折衝力
	セルフマネジメント	プラス思考 組織役割の受容性 学習意欲	プラス思考 学習意欲	プラス思考	

○求められる能力の解説

達成行動

・ステークホルダー指向性

学生・教員・保護者・OB・OG・地域社会等（以下「ステークホルダー」という。）のニーズを理解し、それらに応えるために努力する。

・状況対応力

職務上関係する上司・部下・同僚・教員・外部の者との関わりにおいて、自分の置かれている状況を把握し、何が問題なのかを整理した上で的確な対応ができる。

・効率・効果指向性

費用対効果のバランスを考え、適正な投資コスト（金、時間、労力）で大きな成果を上げる努力をする。

・リスクテイキング力

見通しの立ちにくい点等を十分に考慮しながら、万が一の状況を想定し、その対応にも配慮しながら、大胆さと緻密さ双方を兼ね備え、前例のないことにも取り組んでいこうとする。

・企画・創造的行動

過去の経験や成功体験にとらわれず、仕事の改善・合理化案、問題の具体的解決策を企画・立案する。

・変革推進力

これまでの慣行や方法に固執せず、積極的に改革・変化・改善を促進、奨励していこうとする。

・達成志向性

ステークホルダーのニーズに照らして、自ら担当する職務の質の向上に向けて常に高い水準を志向し、ステークホルダー満足と組織目標達成のバランスを取りつつ、その達成に情熱を傾ける。

思考・判断

・情報の収集・活用力

仕事をする上で必要となる情報を収集・取捨選択・活用していこうとする。

・計画の立案・調整力

ビジョンや戦略・方針を受けて、成果達成に向けて具体的な計画やアクションプランへブレイクダウンしてゆく。

・論理的思考力

複雑な状況、課題、問題を細かく分析し、理解しようと努め、一つずつ段階的な方法により、包含する意味や結論をたどろうとする。

・理解力

物事の道筋や仕事の目的・内容等を正しく認識する。

・ビジョン・戦略の立案力

大局的・中長期的な視点から、将来のビジョンや戦略をイメージし、デザインしていこうとする。

・分析・課題探求力

自ら担当する職務の改善・改革のための原因追及を行い、どのような方向性でその問題に対処すべきかを整

理する。

・洞察力

表面的な状況や単なる噂に惑わされることなく、社会情勢や内外の環境変化の本質を見抜き、進むべき新しい方向を打ち出す。

・判断・決断力

特定状況下で複数の対応策がある中、ベターな判断・意志決定を行っていかうとする。

チームマネジメント

・チームワーク

個人の感情にとらわれることなく、組織や上司、同僚に対して積極的に協力し、貢献しようとする。

・リーダーシップ

人との関わりにおいて、自ら率先して行動し、組織目標達成に照らした良い影響を他の人に与える行動をとる。

・人材育成力

部下に対する指導・育成に寄与する行動を発揮する。

・コーディネート力

他のメンバーの専門性や適正を理解し、より大きな効果をあげるために、最適なメンバーを柔軟に編成し、うまく活用する。

・組織成果責任

戦略実現に向けて大学内外の資源を獲得し、実現のためのプロセスを強力に推進するために組織に積極的に働きかける。

対人力

・説得・折衝力

自らの職務遂行のために、職務上関係する上司・部下・同僚・教員・外部の者に対し自らの考えを上手に伝え、協力を取り付ける。

・信頼感

人に接する態度に表裏がなく、誠意と熱意をもって仕事にあたるなど、関係者から人間性に関して信頼を得る。

・人脈構築力

職務上関係する上司・部下・同僚・教員・外部の者と接するに際して、十分なコミュニケーションをとり、かつ、周りの人が話しかけやすい言動をとることにより、強固な、または、新たな人間関係をつくる。

セルフマネジメント力

・プラス思考

課題や問題点に直面しても、重圧やストレスをコントロールしながら、これを前向きに受け止め、自ら解決・

克服しようと努力する。

・組織役割の受容性

組織内で自分に期待されている役割・責務を敏感に察知し、これらに向けて全力で取り組もうとする。

・学習意欲

新しいテーマや知らない事柄に興味をもち、これらを積極的に吸収して、自己の成長や今後の取り組みに活かそうとする。

人材育成の進め方

新しい時代に求められる資質、能力を備えた人材を育成するために、職員研修を充実するとともに、組織、人事制度と有機的に連動させることにより、中長期的な見通しに立った人材育成を行うことが不可欠である。また、各職場で人を育てる風土づくりを推進することが重要であり、職員一人ひとりの意識、意欲に着目し、職員意識の改革を図るため、「職員のやる気を引き出し、育てる。」ことに主眼を置いて、より戦略的かつ効果的に人材育成を進めていく。

さらに次世代育成支援の観点から、職員一人ひとりが能力を十分に発揮し、生き生きと意欲的に職務に取り組むとともに、家庭や地域においても、責任をきちんと果たしていくことができるように、職業生活と家庭生活の両立を支援することを目的とし、職員のニーズに即した環境の整備を組織全体で行っていく。

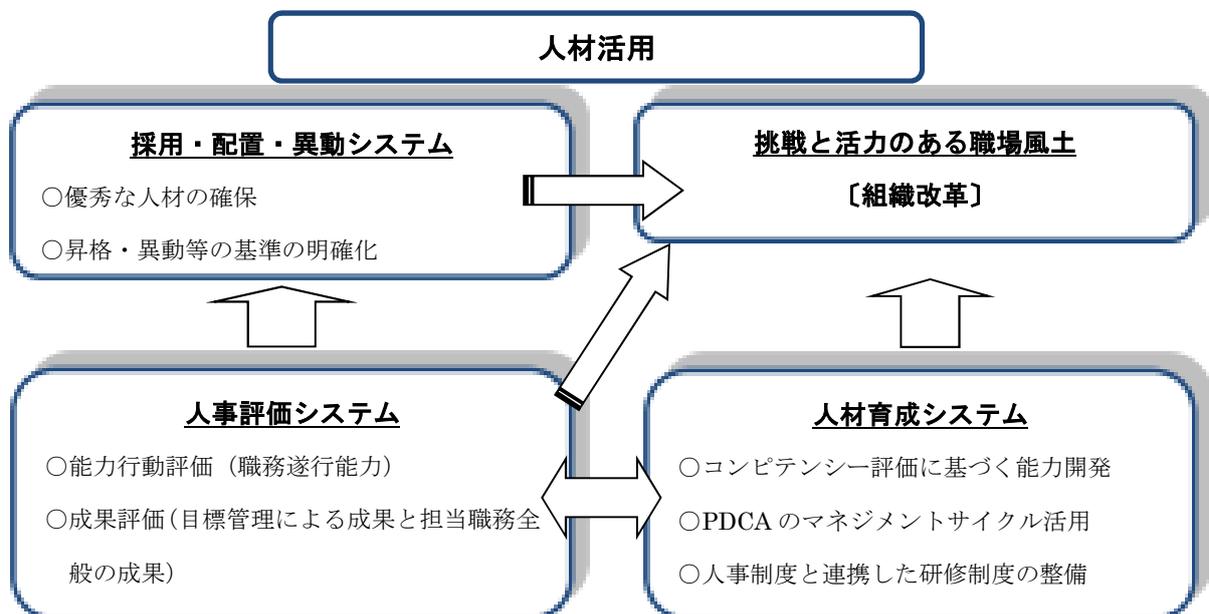
① 職員のやる気を引き出す

職員一人ひとりには、それぞれ個性があり、考え方や能力にも差があることを認識した上で、個性と能力を最大限に伸ばすような人材育成システムの構築を目指す。

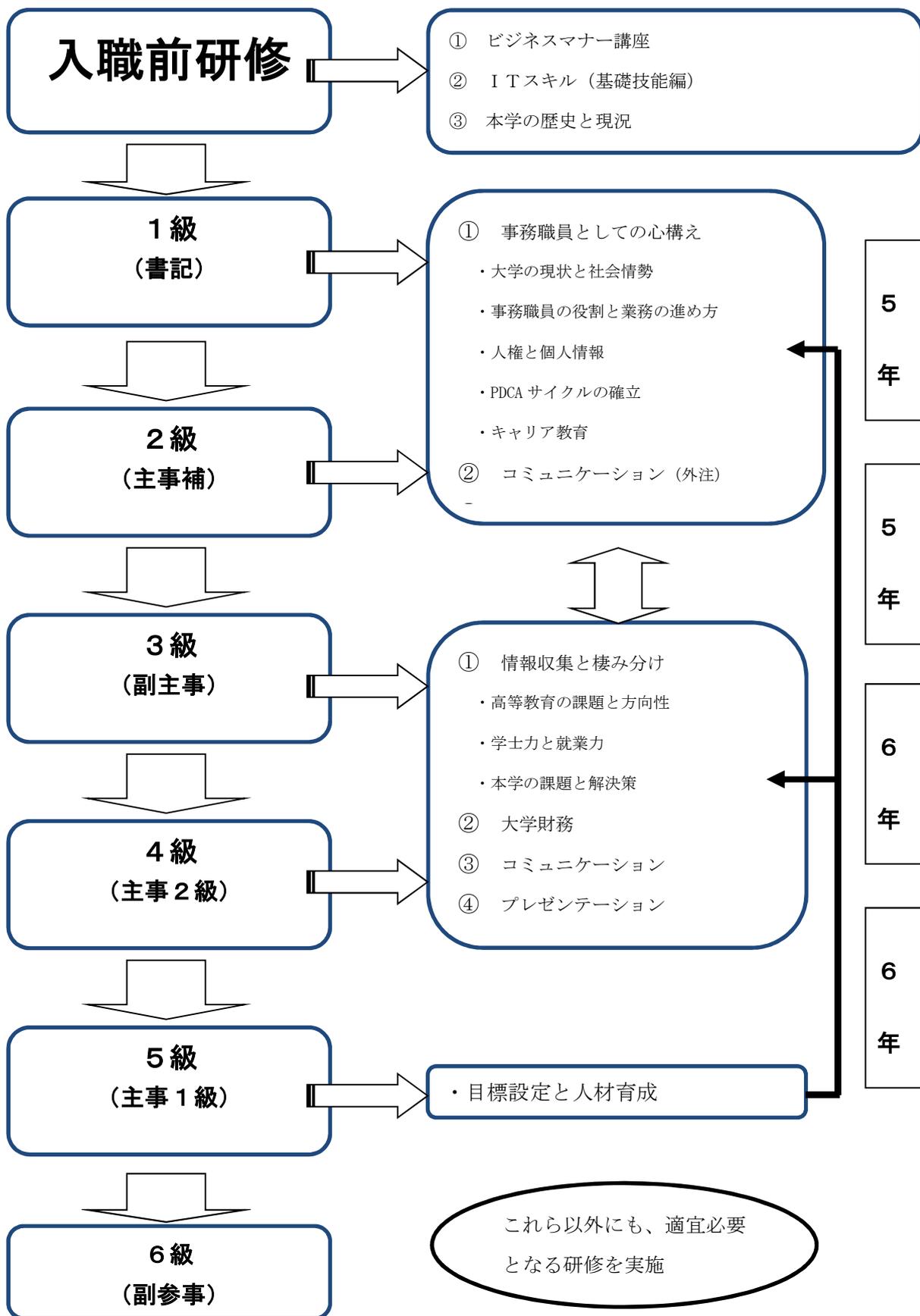
② 職員のやる気を育てる

改善・改革意識のない、前例踏襲・事なかれ主義の組織風土では、育つべき人材もなかなか育たない現状にある。職員全員が目標を共有し、より良い仕事をするために自由に議論し、互いに学び合う活気に満ちた職場環境となることを目指す。

(各人事制度と連携した人材育成システム概念図)



○具体的研修計画



重要なのは、意欲と実践と気付こうとする意識である。